

会津美里町業務継続計画

令和2年4月

会津美里町

目 次

第1章	業務継続計画の目的と方針	1
1	計画の目的	1
2	計画の対象範囲	1
3	計画の適用	1
4	業務継続の方針	2
5	業務継続計画について	2
第2章	前提条件	5
1	地震災害	5
2	風水害	8
第3章	業務継続に関するリスク分析	10
1	庁舎機能	10
2	システム	12
3	災害対策要員	15
第4章	非常時優先業務	20
1	非常時優先業務の考え方	20
2	非常時優先業務の定義	20
3	非常時優先業務の実施方針	21
4	非常時優先業務の選定	23
5	各課（室・局）の非常時優先業務	27
第5章	非常時優先業務の実施体制	35
1	業務実施体制及び指揮命令系統の確立	35
2	災害対策要員の確保	38
3	庁舎の環境整備	41
4	電気、水、食料の確保	42
5	通信手段の確保	42
6	行政データのバックアップ	43
7	各課（室・局）における業務継続への取組み	43
第6章	業務継続への取組み	44
1	業務継続マネジメント	44
2	計画の推進	45
	非常時優先業務一覧	46

第 1 章 業務継続計画の目的と方針

1 計画の目的

大規模災害が発生した場合、町は災害対策本部を設置し災害応急・復旧・復興対策を実施することとなる。さらには、住民生活に不可欠な一定レベルの行政サービスも継続して実施することが求められる。

しかし、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震等で被災した自治体では、庁舎の被災、停電・断水・通信等のライフライン機能の低下、道路・橋梁の被害等により、一時的に行政機能が失われ、業務の継続は困難を極めるものとなった。

また、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月西日本豪雨では、河川の氾濫や土砂災害により、住民の生活や産業に甚大な被害が発生するとともに、庁舎も浸水するなど行政機能の被害も発生した。

本町においては、これまでに災害により行政機能が喪失するほどの被害が発生したことはないが、「会津美里町防災アセスメント調査業務報告書」（平成26年3月）によれば、会津盆地東縁断層帯の地震が発生した場合に最大震度6強の揺れが想定されている。

そのため、町は、大規模災害により行政機能が低下しても、重要な業務を遅滞なく行えるように、災害のリスクを明らかにしたうえで業務の優先順位を特定するとともに、業務の継続に必要な資源の確保や業務の実施体制等を定めた「会津美里町業務継続計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、大規模災害発生時に町が行う業務（非常時優先業務）として、

- (1) 会津美里町地域防災計画に定められた災害応急対策及び災害復旧・復興対策の一部
- (2) 会津美里町行政組織規則に定められた通常業務のうち、継続して行う必要のある業務を対象とする。

なお、非常時優先業務の詳細については、第4章に記載する。

3 計画の適用

災害時における非常時優先業務の実施は、災害対策本部が設置される第1非常配備体制、第2非常配備体制において適用する。

表 1-1 本計画の適用（災害対策本部の設置基準）

災害	基準
地震	(1) 町内において震度5強の地震が観測されたとき (2) 町内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (3) 大規模又は複数の激甚な災害が発生し、広範囲な応急対策が必要と認められるとき。

風水害	<p>(1) 大雨、暴風、洪水等の警報が複数発表され、広範囲かつ大規模に災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。</p> <p>(2) 気象に関する特別警報が発表されたとき。</p> <p>(3) 大規模又は複数の激甚な災害が発生し、広範囲な応急対策が必要と認められるとき。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 業務継続の方針

大規模災害が発生し、リスクがある中で様々な業務を行うためには、町役場内部で一定の方向性が必要となる。

そのため、町は、大規模災害が発生した場合に次の方針に基づき業務継続を図ることとする。

－ 業務継続計画の方針 －

方針 1：大規模災害発生時には、住民の生命、身体及び財産を保護するため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務を最優先に実施する。

方針 2：発生から概ね 3 日間（72 時間）は、「生命を保護する」ことに重点を置き、災害応急対策業務とともに、町の業務が中断することによる住民生活等への影響を最小限にとどめるため、必要な業務の継続・早期再開に努める。

方針 3：非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、一旦、休止、縮小する。

方針 4：非常時優先業務の継続のため、普段から業務執行体制や庁舎・インフラ等の執務環境の確保に努める。

5 業務継続計画について

(1) 業務継続計画と地域防災計画との関係

町の災害対策は、災害対策基本法に基づき策定された会津美里町地域防災計画に定められている。地域防災計画は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が行う災害応急対策及び復旧対策を定めたものである。

一方、業務継続計画は、行政の機能低下等のリスクを前提として、町の業務実施に関して、優先すべき業務（非常時優先業務）等を定めた計画である。

業務継続計画と地域防災計画との相違点は、次のとおりである。

表 1-2 業務継続計画と地域防災計画との相違点

		業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨		発生時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに開始できるようにするための計画	町、防災関係機関等が行う災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画
法的根拠		なし	災害対策基本法 42 条
上位計画		なし	防災基本計画及び県地域防災計画
作成機関		町	町防災会議
対象者		町職員	住民、自主防災組織等、事業者、防災関係機関、町、県
前提条件	適用	大規模災害	大規模災害（ただし、あらゆる規模の災害にも対応）
	リスクの分析	実施する。	実施しない。
	機能低下・職員の不足	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる資源を前提とする。	考慮しない。
内容	期間	災害発生から概ね 1 カ月	平常時～災害発生～復旧～復興
	特徴	○行政運営のための対策を独自に決めている。 ○非常時優先業務、業務開始時期等の目標を定める。 ○非常時優先業務遂行のために、平常時の取り組みを定める。	○被災者のための対策を全て網羅している。 ○防災関連法令等で対策の範囲、基本方針、役割分担が定められている。

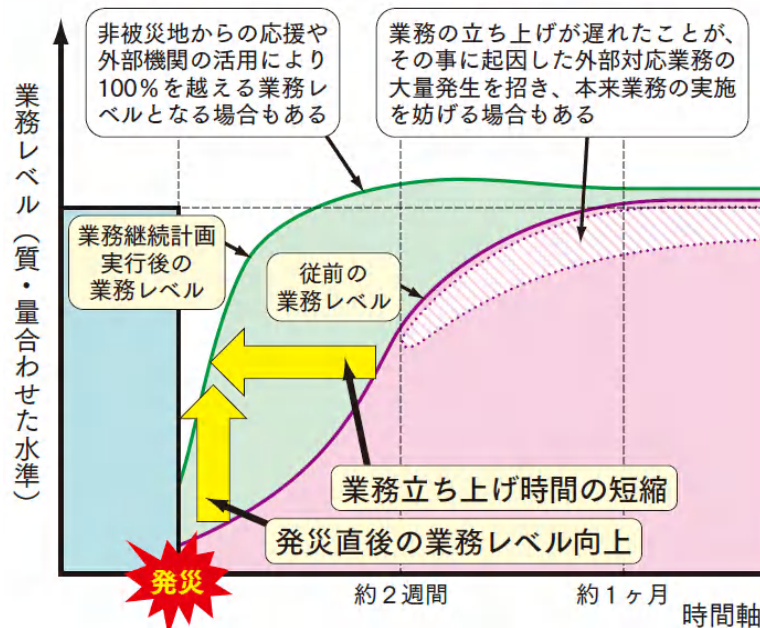
また、内閣府の「市町村のための継続計画作成ガイド」（平成 27 年 5 月）では、業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として、次の 6 要素をあげている。本計画においても、この 6 要素を定めることとする。

表 1-3 業務継続計画の特に重要な 6 要素

要素	内容
(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。

(2) 業務継続計画の効果

本計画を策定することにより、非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、業務立ち上げ時間の短縮や発生直後の業務レベル向上といった効果がもたらされる。



資料：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(内閣府 H28.2)

図 1-1 業務継続計画導入の効果

第2章 前提条件

業務継続計画は、利用できる資源のリスクを踏まえて策定するものであり、行政機能を喪失するような大規模災害が対象となる。本計画では、町域で発生する災害のうち次の地震災害と風水害を前提とする。

1 地震災害

(1) 地震断層

本町周辺には、会津盆地東縁断層帯及び会津盆地西縁断層帯が存在する。

本計画では、「会津美里町防災アセスメント調査業務報告書」(平成26年3月)に基づき、会津盆地東縁断層帯で発生する地震(マグニチュード7.7程度)を前提とする。

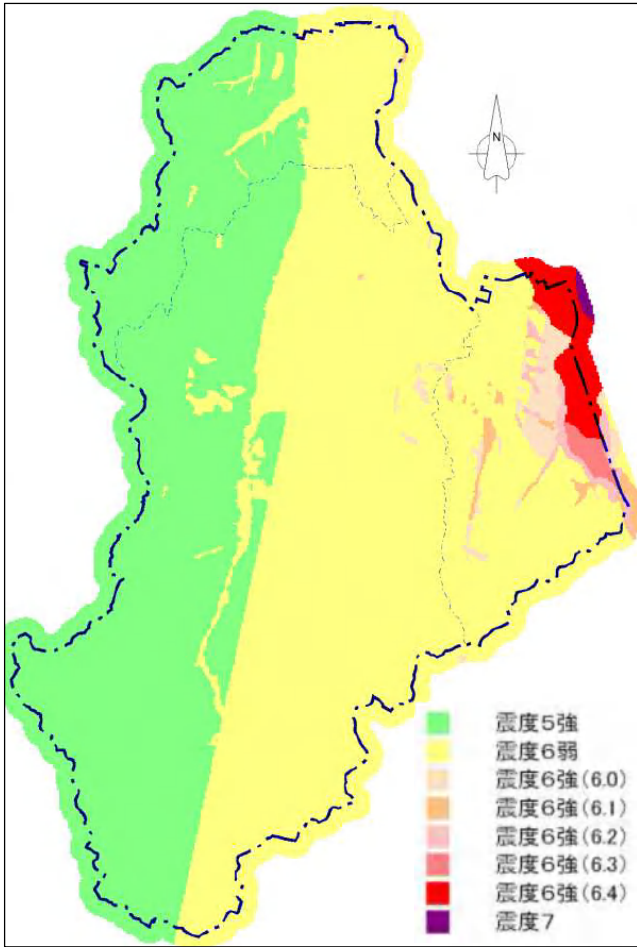


図 2-1 会津美里町周辺の活断層の分布

(2) 地震動・液状化危険度

地震動は、断層帯に近い本郷地域で震度6強、町の広範囲で震度6弱、町西側の山地で震度5強が予測されている。

液状化危険度は、本郷地域の阿賀川沿いで「可能性は大きい」、平野の大部分が「可能性は小さい」となっている。ただし、本町の平野は水田として活用されており、地下水位は比較的高いため、局地的に液状化現象が発生するおそれがある。



資料：「会津美里町防災アセスメント調査業務報告書」（平成 26 年 3 月）

図 2-2 地震動分布

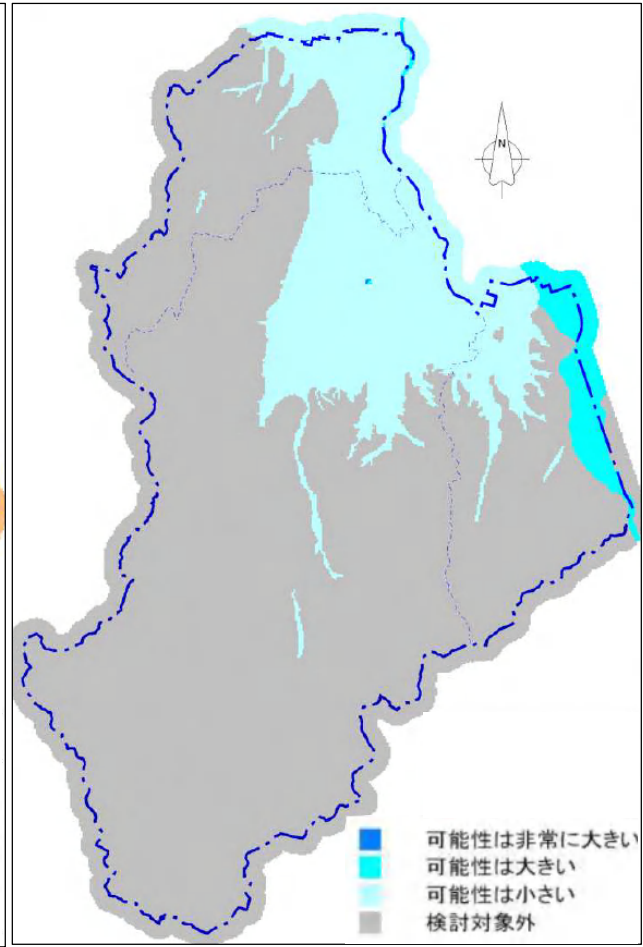


図 2-3 液状化危険度分布

(3) 被害想定

地震の被害は、次のとおり想定されている

表 2-1 被害量

建物被害	木造建物	非木造建物	合計	
全壊棟数	320 棟	3 棟	323 棟	
半壊棟数	1,473 棟	12 棟	1,485 棟	
火災	風速 3m/s	風速 8m/s		
炎上出火	5 件	5 件		
焼失棟数	28 棟	30 棟		
人的被害	未明	昼間	夕刻	
死者数	22 人	14 人	21 人	
負傷者数	325 人	254 人	301 人	
うち重傷者数	25 人	30 人	31 人	
自力脱出困難者	83 人	51 人	77 人	
断水人口	直後 7,650 人	3 日後 4,947 人	1 週間後 3,825 人	
避難所の避難者数	当日 820 人	1 日後 2,110 人	1 週間後 1,055 人	1 カ月後 566 人

(4) リスクシナリオ

計画の前提として、地震時の事態推移（リスクシナリオ）を次のように想定する。

① 被害分布

- ・地震発生とともに、多数の家屋が倒壊し多数の住民が閉じ込められる。特に、古い木造家屋で全半壊の被害が集中する。
- ・断層に近い本郷地域では、全壊率 10.0%、半壊率 21.1%となる。
- ・夕刻は火気器具を使用する家庭が多く、同時に各所で火災が発生(5件)、周囲に延焼する。

② ライフライン

- ・地震とともに町内が一斉に停電となり、周辺が暗い状況となる。
- ・固定電話、携帯電話とも、通話の規制がかかり、つながりにくい状況となる。特に、住家が倒れて電柱が傾いた箇所は、復旧作業に1週間以上を要する。
- ・水道は、町内の約3割の世帯で断水となる。1週間後で2割、全面復旧には1カ月以上を要する。
- ・住宅の被災、石油のタンク、配管の破損により、暖房が使えなくなる。

③ 道路

- ・冬季は断続的な降雪がある場合でも除雪業者が出動できず、自動車の通行が困難となる。集落内の道路は、建物の倒壊や屋根からの落雪が道路を塞ぎ、自動車の通行が困難となる。
- ・磐越自動車道(新鶴スマートIC)、国道401号、県道22号会津坂下会津高田線等が緊急輸送道路となっているため、警察により通行が規制される。
- ・地震直後から、停電による信号機の滅灯などより、交差点で渋滞や自動車事故が発生する。特に、会津若松市方面からの買い物帰りの自動車等が国道401号、県道128号~130号等に集中し、渋滞が激しくなる。
- ・宮川に架かる家向橋、阿久津橋、宮川橋、あやめ橋等は、取り付け部等に段差が生じ通行不可能となる。
- ・その他、水田地帯の道路では、規模の小さい段差や亀裂等が発生する。積雪のため、道路の被害が見えないこともある。
- ・道路の除雪は、緊急輸送道路を優先に除雪業者が投入されるため、集落内道路の除雪作業は遅れる。

④ 交通

- ・駅で列車が停止し、数十人程度の乗客が移動できなくなる。

⑤ 住民の動向

- ・地震後、建物の倒壊や停電、断水等により自宅での生活が困難になった住民や、自宅に留まることが心配な住民が避難所に集まる。ただし、照明や暖房はない状態である。
- ・真っ暗な状態のため、高齢者の世帯等の安否がなかなか確認できない。
- ・避難所まで距離のある集落では、積雪、降雪のため徒歩移動が難しく、自宅内で暖房なし、電気なしの状態で一晩を過ごす場合もある。安否確認は夜が明けてからとなる。
- ・役場、支所には、非常電源による照明があるため住民が集まってくる。

⑥ 役場機能

- ・庁舎内に立入禁止になるほどの被害は発生しない。
- ・停電とともに本庁舎、本郷庁舎及び新鶴庁舎では非常用発電機が作動し、必要な電気は供給される。
- ・室内では、棚の倒壊やコピー機等が移動し、書類が散乱する。
- ・一般電話の通話はできない。災害時優先電話のみ使用が可能となる。町内の各施設との連

絡は難しい。

- ・庁内システムは一時的に停止、空調、パソコンやコピー機等も使用できない。

2 風水害

(1) 前提とする風水害

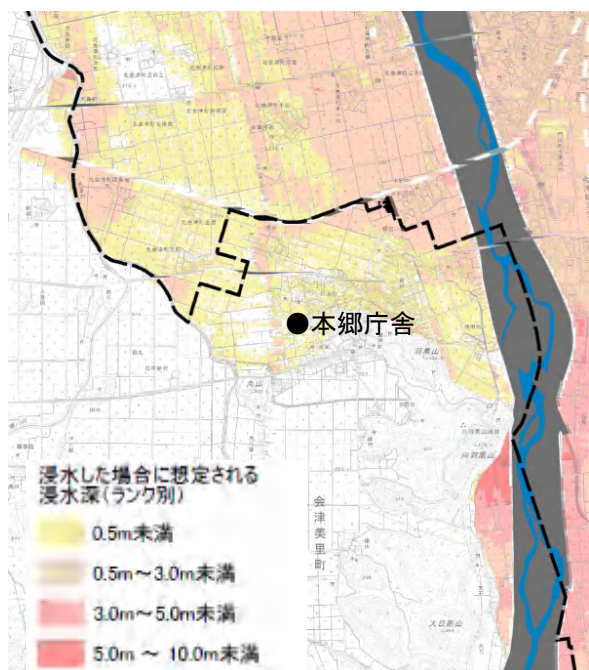
風水害は、国土交通省阿賀川河川事務所が平成 28 年 5 月に公表した阿賀川の浸水想定及び福島県が平成 30 年 9 月に公表した宮川の浸水想定を前提とする。

いずれも流域で 48 時間 533mm の降雨を想定したものである。

(2) 浸水の程度

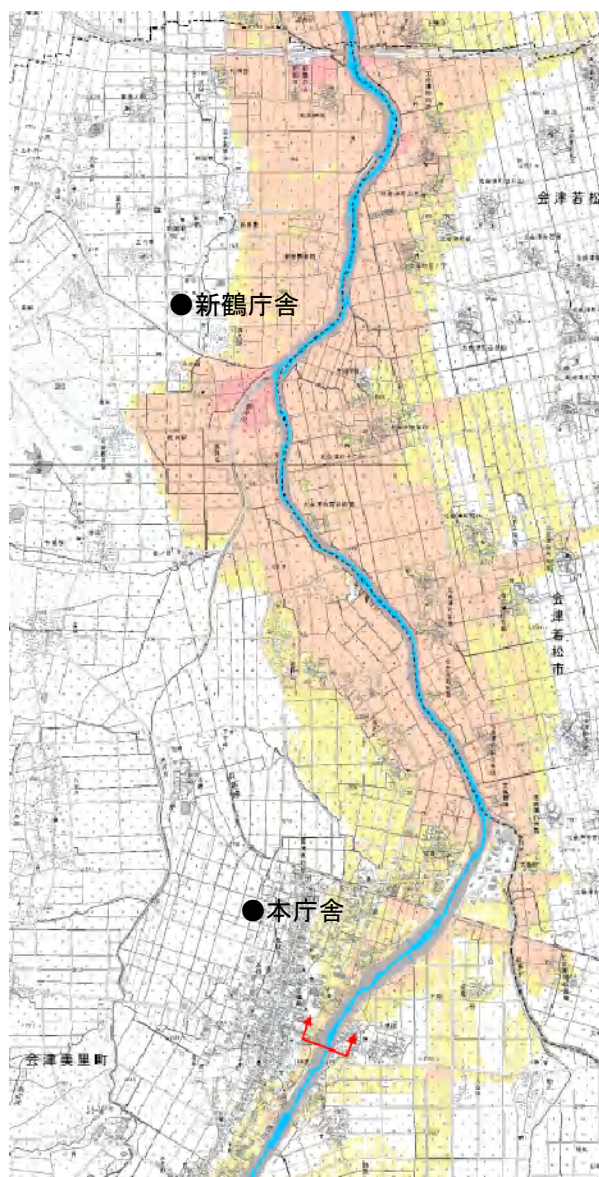
阿賀川では、本郷地域で 3.0m 未満の浸水、概ね 12 時間未満の浸水継続時間が想定されている。

一方、宮川では、高田地域の市街地で 0.5m 未満、宮川に近い土地で 3.0m 未満の浸水が、新鶴スマート IC 付近及び赤沢川合流地点付近では 3.0～5.0m の浸水が想定されている。浸水継続時間は概ね 24 時間未満だが、赤沢川合流点付近と新鶴スマート IC 付近は 72 時間未満と想定されている。



資料：「阿賀野川水系阿賀川浸水想定区域図（想定最大規模）会津美里町」（阿賀川河川事務所平成 28 年 5 月）

図 2-4 阿賀川の浸水想定



資料：「阿賀野川水系宮川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（福島県 平成 30 年 9 月）

図 2-5 宮川の浸水想定

(3) リスクシナリオ

計画の前提として、風水害時の事態推移（リスクシナリオ）を次のように想定する。

① 浸水被害

- ・建物の床上及び床下浸水の被害が発生する。浸水により自動車や農機具、農作物等が被害を受ける。

② ライフライン

- ・上水道については、水源及び上水道の電気関係が稼働不能となった場合に断水が発生する。
- ・ガスは、浸水区域でLP ガス容器の流出、LP ガス供給設備・消費設備の水没により使用不能となる。
- ・コンセント等の電気設備の冠水に伴い、床上浸水以上の家屋で停電が生じる。浸水が解消された地域から順次復旧が図られる。
- ・携帯電話は、基地局の一部が浸水により機能停止することにより、携帯電話サービスが受けられない地区が生じる可能性がある。

③ 道路

- ・浸水区域の国道、県道、町道はいずれも浸水により通行不能となる。急な浸水発生の場合には、通行中の自動車が孤立、流出し、救助が必要となる。
- ・新鶴スマート IC が浸水により 3 日間使えない可能性がある。
- ・浸水解消後は、道路上に土砂や流木等が堆積する。

④ 交通

- ・鉄道、路線バスは、台風の到来を予見して事前に運休する。風雨が収まり安全が確認され次第、徐々に復旧する。

⑤ 住民の動向

- ・風雨が強まる前から、自宅での生活が不安な住民が避難場所に集まり始める。
- ・台風通過後、建物の浸水や停電、断水等により自宅での生活が困難になった住民や、自宅に留まることが心配な住民が避難場所に多数集まる。

⑥ 役場機能

- ・役場の機能は保持される。
- ・本郷支所の 1 階部分に水が浸入する可能性がある。
- ・本郷地域の公共施設に駐車している車両が水没する可能性がある。

第3章 業務継続に関するリスク分析

1 庁舎機能

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、熊本地震等の大規模災害では、庁舎の被害やライフラインの途絶等により、業務の継続に多大な支障が発生した。

そこで、災害対策の拠点となる施設について、庁舎機能や災害への備えの現状を把握し、業務継続へのリスクを分析した。

(1) 庁舎の機能調査

庁舎の機能調査の対象とした施設は、災害時に業務を実施する施設及び職員が勤務し通常業務を行う施設とし、各施設を所管する課にアンケート調査を実施した。

調査項目は、次のとおりである。

表 3-1 庁舎機能評価の概要

調査項目	内容
災害危険性	想定震度及び浸水想定での浸水深を調査する。
庁舎等の耐震性	庁舎の倒壊や天井部材が落下した場合、執務環境を確保できなくなる。そのため、庁舎の耐震性の有無、非構造部材の耐震対策の実施状況を調査する。
電力	停電した場合、電灯、パソコンや庁内ネットワーク等が機能しなくなる。そのため、非常用発電機の有無や備蓄燃料による稼働時間について調査する。
通信機器	災害時は通信規制により一般の電話が使えなくなる。そのため、庁舎に配置されている通信機器について調査する。
空調	停電や故障により執務場所の空調の停止、サーバールーム等の温度管理ができずに停止することが想定される。サーバールームへの影響や復旧体制の状況等について調査する。
トイレ	停電や断水により水洗トイレが使用できなくなる。受水槽の種類や設置位置、代替トイレ等の確保状況について調査する。
職員用の飲料水・食料・毛布等	災害時は職員への飲料水・食料・毛布等の供給が必要となるため、備蓄状況について調査する。

調査結果の概要は、次のとおりである。

表 3-2 庁舎機能の調査結果概要

施設名	想定震度	浸水想定	建物機能			電力確保 (稼働時間)	通信確保	空調		トイレの使用	備蓄			
			建物の耐震性	非構造部材の耐震性	棚等の固定			室内	サーバー室		断水・停電時	食料	飲料水	毛布
本庁舎	6弱	-	○	○	△	○ 72時間	○	×	○	○	×	○	△	○
本郷庁舎	6弱	-	○	×	×	○ 10時間	○	×	-	△	×	○	×	×
新鶴庁舎	6弱	-	○	×	×	○ 3時間	○	×	-	○	×	○	×	×
保健センター	6弱	-	○	△	×	×	×	×	-	×	×	○	×	×
高田学校給食センター	6弱	-	○	×	×	×	×	×	-	○	×	○	×	×
新鶴学校給食センター	6弱	-	○	×	×	×	×	×	-	○	×	○	×	×
本郷こども園 (乳児部棟)	6弱	0.5m未満	○	×	△	×	×	×	-	×	×	×	×	×
本郷こども園 (幼児部棟)	6弱	0.5m未満	○	×	△	×	×	×	-	×	×	×	×	×
新鶴こども園 (乳児部棟)	6弱	-	○	×	△	×	×	×	-	×	×	×	×	×
新鶴こども園 (幼児部棟)	6弱	-	○	×	△	×	×	×	-	×	×	×	×	×
本郷生涯学習センター	6弱	0.5m未満	○	×	△	×	×	×	-	×	×	×	×	×
新鶴生涯学習センター	6弱	-	○	×	△	×	×	×	-	×	×	×	×	×
宮川生涯学習センター	6弱	-	×	×	△	×	×	×	-	×	×	×	×	×

○対策あり △一部あり ×なし

(2) 庁舎の耐震性

① 建物

各施設は、ほとんどの施設が耐震設計となっており、建物の被災による影響はない。

② 室内

建物内部の非構造部材（天井、ガラス等）の耐震化、執務場所の棚等の固定は、本庁舎以外は行われていない。そのため、吊り天井の落下、棚の転倒、コピー機の移動による破壊、書類の散乱、机上のパソコンの破損等が発生することがあり、これが地震発生直後の対応の遅れとなることが予想される。

また、職員が勤務時間内に地震が発生した場合は、職員の負傷も想定される。

(3) 庁舎の浸水

阿賀川の浸水想定区域図によると、本郷こども園、本郷生涯学習センター周辺で 0.5m未満の浸水が想定されている。

庁舎が浸水すると水が引くまで施設の利用が制限され、さらに、水が引いた後も1階フロアでは堆積した泥等の排出作業、重要書類等の搬出に時間を要し、業務に支障が出ることが考えられる。

また、駐車場にある公用車は、浸水した場合、使えなくなることも想定される。

(4) 電気

本庁舎、本郷庁舎及び新鶴庁舎には非常用発電機が整備されている。本庁舎は備蓄燃料で72時間稼働するため、災害発生当初の活動に支障はない。本郷庁舎及び新鶴庁舎の稼働時間は10時間と3時間のため、発生当日に燃料供給を受ける必要がある。

その他の施設は、商用電力復旧まで夜間での活動が困難である。

(5) 通信機能

本庁舎、本郷庁舎及び新鶴庁舎には衛星携帯電話が設置されているため、一般回線が途絶した場合でも、庁舎間の通信は可能である。

一方、その他の施設の通信手段は一般回線のみのため、通話規制により通信できない可能性が高い。

(6) 空調

停電の場合、商用電力が回復するまで、すべての施設で使用できない。

(7) トイレ

上水道の停止及び停電によるポンプの停止により、トイレの洗浄水が停止することが想定される。本庁舎、本郷庁舎、新鶴庁舎（1階のみ）、高田学校給食センター及び新鶴学校給食センターでは、受水槽からの自然流下によりトイレの洗浄水が使用可能である。

なお、受水槽の水を全てトイレ洗浄水として使用した場合、本庁舎は約1,600回、本郷庁舎は約400回、新鶴庁舎は約800回、高田学校給食センターは約3,000回、新鶴学校給食センターは約50回の利用が可能である。¹

その他の施設では、地震の場合はトイレの使用ができないため、職員用の仮設トイレの設置が必要になる。

(8) 食料・飲料水

職員用の備蓄物資は現状では確保されていない。

本庁舎、本郷庁舎、新鶴庁舎、高田学校給食センター、新鶴学校給食センター及び宮川生涯学習センターでは、上水道が停止した場合も受水槽の水を自然流下で飲料水として活用が可能である。

その他の施設では、飲料水、食料等の物資の確保が必要となる。

なお、1日1人当たり飲料水3リットル、トイレ5回使用と仮定すると、本庁舎の受水槽の水は約301人分、本郷庁舎は約75人分、新鶴庁舎は約150人分、高田学校給食センターは約566人、新鶴学校給食センターは約9人分となる。

2 システム

役場の業務には、様々なシステムを活用しており、この使用の可否が業務の継続にも影響することが想定される。そこで、各課で所管するシステムについて現状を把握し、業務継続へのリスクを分析した。

¹ 洗浄水を1回当たり10リットルと仮定（1990年代の設備の洗浄水量：TOTOのホームページを参照）

(1) システム調査

調査の対象となるシステムは、各課で所管しているシステムとし、システムを所管する課にアンケート調査を実施した。

調査項目は、次のとおりである。

表 3-3 システムの調査項目

①システム名
②システムの概要
③復旧の優先度
④住民への直接的な影響の有無
⑤システムを導入している建物名
⑥ネットワーク使用の有無（ネットワークか、スタンドアロンか）
⑦非常用発電機からの配電
⑧サーバー設置場所耐震性（固定等）
⑨停電時の復旧方法
⑩重要なデータのバックアップ状況
⑪故障時の復旧方法
⑫災害時のリスクとなる事項・現状での問題点等

各課システムの状況は、概ね次のとおりである。

表 3-4 システムの状況（復旧の優先度順）

課名	システム名	優先度	住民への影響	ネットワーク使用	非常用発電機	サーバー設置場所耐震性	停電時の復旧	データのバックアップ	故障時の復旧方法
総務課	県防災システム	1日	有	有	○（UPS設置）	○	○	-	×
総務課	町防災情報システム	1日	有	有	○（UPS設置）	○	○	-	×
総務課	イントラネットワークシステム	1日	無	有	一部端末のみ	○	○	○	○
政策財政課	ホームページ管理サーバーwebサーバー-outsidesv	1日	有	有	×	○	○	○	×
町民税務課	戸籍総合システム	1日	有	有	○	○	○	○	×
町民税務課	G I Sシステム	1日	無	有	×	○	○	△	×
町民税務課	住民基本台帳ネットワークシステム	1日	有	有	○	○	○	○	×
建設水道課	（水道施設）中央監視システム	1日	無	有	○単独UPS有	×	○	○	×
町民税務課	戸籍副本システム	3日	無	有	○	○	○	○	×
総務課	総合行政システム	3日	有	有	○（一部）	○	○	○	-
政策財政課	nopa メール配信システム	3日	有	有	○	○	○	○	○
教育文化課 学校給食センター	総合行政システム	3日	有	有	×	○	○	○	×
出納室	総合行政システム	3日	有	有	×	○	○	○	×
出納室	法定調書作成システム	3日	有	有	×	×	○	○	×
町民税務課	土地・家屋課税台帳電子ファイリングシステム	1週間	無	有	×	○	○	△	×

課名	システム名	優先度	住民への影響	ネットワーク使用	非常用発電機	サーバー設置場所耐震性	停電時の復旧	データのバックアップ	故障時の復旧方法
健康ふくし課	認定システム	1週間	有	有	-	×	○	○	×
産業振興課	標準積算システム	1週間	無	無	×	×	○	×	×
教育文化課	子ども・子育て支援システム	1週間	有	有	○	○	○	○	×
教育文化課	教育システム	1週間	有	有	○	○	○	○	×
教育文化課	学校台帳管理システム	2週間	無	無	○	○	○	×	×
町民税務課	申告支援システム(税務LAN)	1カ月	有	有	×	○	○	○	×
町民税務課	収納管理システム	1カ月	有	有	×	○	○	○	-
町民税務課	家屋評価システム	1カ月	無	有	○	○	○	○	×
健康ふくし課	介護保険システム(国保連合会伝送通信ソフト)	1カ月	有	有	-	×	○	○	×
建設水道課	町営住宅システム	1カ月	無	有	×	○	×	○	×
議会事務局	議会音響・映像システム	1カ月	無	無	×	×	○	○	×
議会事務局	議会配信システム	1カ月	無	有	×	×	○	△	×
出納室	ファームバンキングシステム	1カ月	有	無	×	×	○	-	×
町民税務課	畜犬管理システム	1カ月以上	有	無	○	×	○	○	×
総務課	総合資産管理システム	1カ月以上	無	スタン ドアロ ン	○	○	○	-	×
総務課	人事評価支援システム	1カ月以上	無	有	×	○	○	○	○
総務課	人事給与・庶務システム	1カ月以上	無	有	×	○	○	○	○
政策財政課	行政評価支援システム	1カ月以上	無	有	○(UPS 設置)	○	○	○	○
政策財政課	地方公会計財務書類作成システム	1カ月以上	無	無	○(ノ トPCのバ ッテリ 分)	×	○	△	△
健康ふくし課	国保総合システム	1カ月以上	無	無	×	×	×	×	×
健康ふくし課	情報集約システム	1カ月以上	無	無	×	×	×	×	×
健康ふくし課	独自情報提供システム	1カ月以上	無	無	×	×	×	×	×
健康ふくし課	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1カ月以上	有	有	×	×	×	○	×
産業振興課	地域農業情報活用支援システム	1カ月以上	無	有	×	-	○	○	×
産業振興課	森林簿検索システム	1カ月以上	無	無	×	×	○	-	×
産業振興課	森林簿GISシステム	1カ月以上	無	無	×	×	○	-	×
産業振興課	一筆地管理システム	1カ月以上	無	無	×	×	○	△	×
教育文化課	図書館情報システム	1カ月以上	無	有	×	○	○	○	×
教育文化課	奨学資金管理システム	1カ月以上	無	有	○	○	○	○	○

○対策がとられている。 △一部で対策がとられている。 -不明

(2) システム脆弱性

システムのほとんどはイントラネットワークで管理されているため、ネットワークの中断が業務継続に多大な影響を与えることになる。

また、非常用発電機やUPSに接続されていないシステム、故障時のメーカーによる保守等の対応等、不確定な要素があり迅速な復旧ができない可能性もある。

3 災害対策要員

会津美里町地域防災計画では、町域に大規模又は複数の激甚な災害が発生したときは、災害対策本部を設置し、全職員を配備することになっている。

しかし、夜間・休日等に大規模災害が発生した場合は、道路の被害、交通規制、さらには冬季の積雪等により職員の参集が遅れ、本部の立ち上げや活動の障害となることが想定される。

そこで、休日・夜間での大規模地震発生を想定して、自宅から配備場所まで徒歩で参集した場合の所要時間について調査を実施した。

(1) 調査方法

調査の対象は、全職員とし、各職員の自宅からあらかじめ定められた配備場所までの経路を各自が想定し、その距離と徒歩での参集時間を調査した。

なお、集計においては、通常の場合の歩行速度(1.3m/s)と、冬季の積雪を考慮した歩行速度(0.5m/s)を用いて分析した。

(2) 役場全体の調査結果

調査結果は、次のとおりである。

積雪なしの条件では、地震発生後1時間以内に職員の37%、3時間以内に職員の92%が参集可能となっている。さらに12時間以内では96%とほぼ全員が参集可能との結果となった。

一方、積雪を想定した場合の条件では、地震発生後1時間以内に職員の18%、3時間以内に職員の44%、6時間以内に83%が参集可能との結果となった。

表 3-5 職員参集人数及び参集率(全体)

条件	項目	1時間以内	1時間から3時間以内	3時間から6時間以内	6時間から12時間以内	12時間から24時間以内	2日目	3日目	4日目以上
積雪なし	参集人数	79人	116人	5人	3人	2人	3人	3人	1人
	参集率	37%	92%	94%	96%	97%	98%	100%	100%
積雪あり	参集人数	38人	52人	86人	24人	3人	5人	3人	1人
	参集率	18%	44%	83%	94%	96%	98%	100%	100%

※参集率は四捨五入で表示

令和元年11月現在

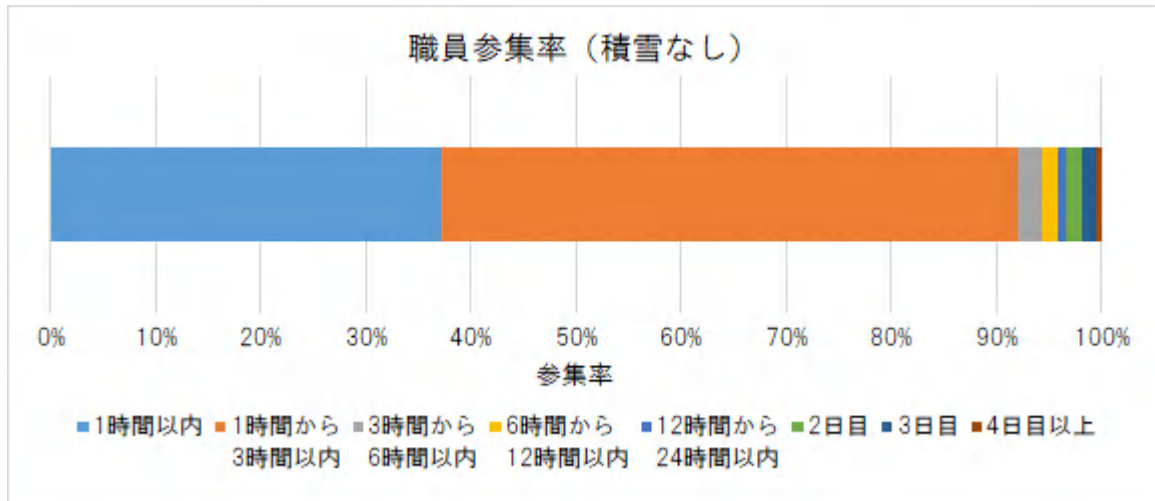


図 3-1 職員参集率（全体・積雪なし）

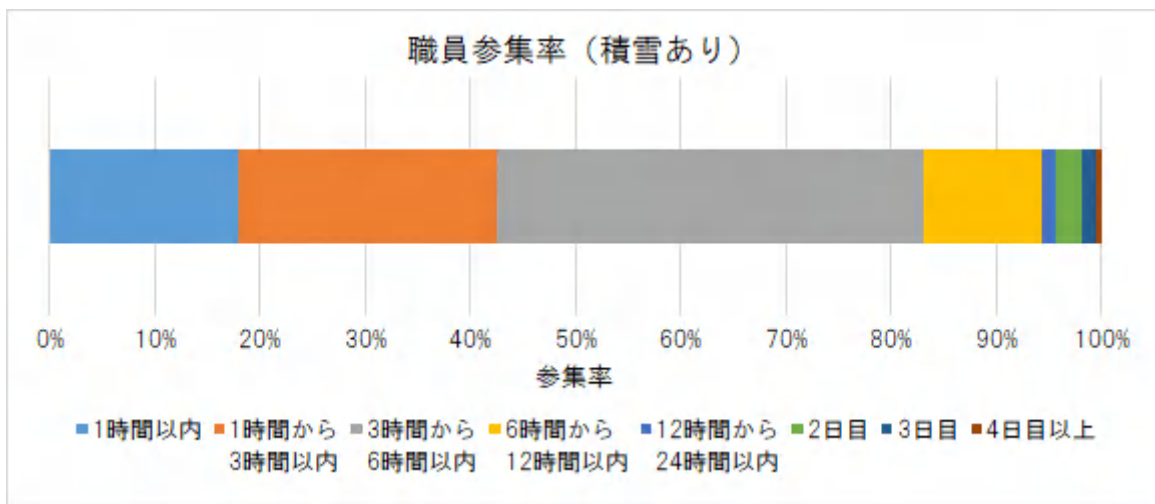


図 3-2 職員参集率（全体・積雪あり）

(3) 所属別の調査結果

所属別の調査結果は、次のとおりである。

表 3-6 職員参集人数及び参集率（所属別・積雪なし）

積雪なし	1時間以内	1時間から3時間以内	3時間から6時間以内	6時間から12時間以内	12時間から24時間以内	2日目	3日目	4日目以上
総務課	11	19	1	0	0	0	1	0
政策財政課	5	11	1	0	0	0	0	0
健康ふくし課	13	14	0	0	2	1	1	1
産業振興課・農業委員会	11	9	1	0	0	0	1	0
建設水道課	11	14	0	0	0	0	0	0
町民税務課	7	12	1	0	0	0	0	0
教育文化課	20	32	1	2	0	2	0	0
出納室	1	2	0	1	0	0	0	0
議会事務局	0	3	0	0	0	0	0	0
合計（人）	79	116	5	3	2	3	3	1
積算（人）	79	195	200	203	205	208	211	212
参集率（%）	37	92	94	96	97	98	100	100

※参集率は四捨五入で表示

令和元年11月現在

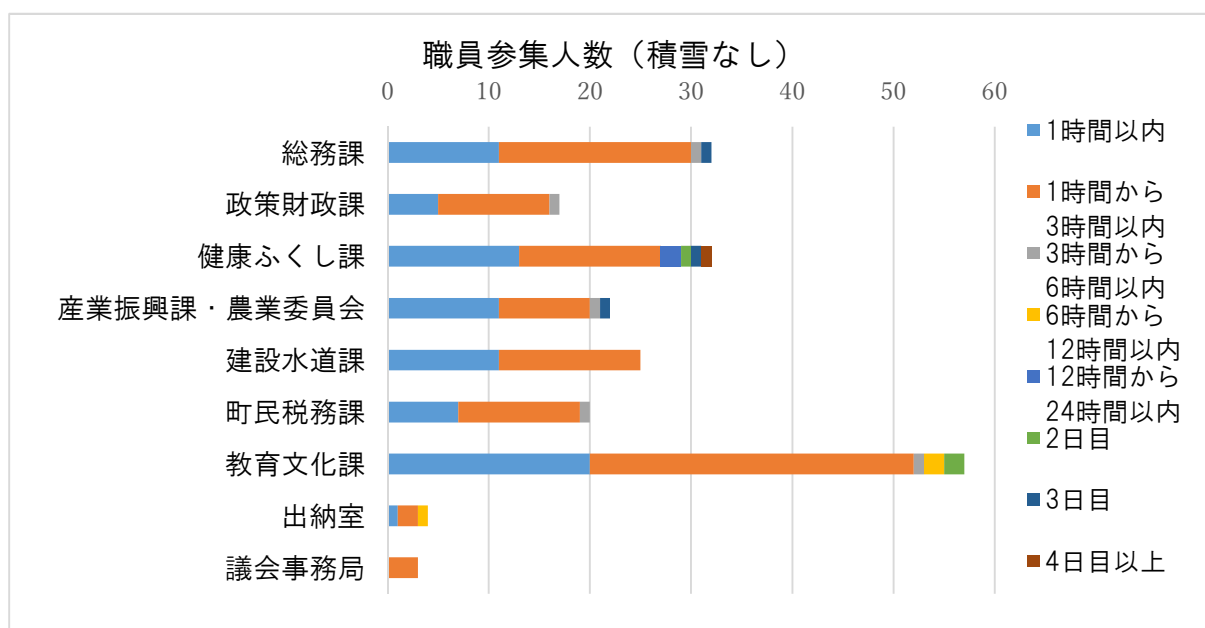


図 3-3 職員参集人数（所属別・積雪なし）

表 3-7 参集人数及び参集率（所属別・積雪あり）

積雪あり	1時間以内	1時間から3時間以内	3時間から6時間以内	6時間から12時間以内	12時間から24時間以内	2日目	3日目	4日目以上
総務課	7	7	16	1	0	0	1	0
政策財政課	2	5	6	4	0	0	0	0
健康ふくし課	5	9	10	3	0	3	1	1
産業振興課・農業委員会	5	6	8	2	0	0	1	0
建設水道課	5	7	9	4	0	0	0	0
町民税務課	4	4	9	3	0	0	0	0
教育文化課	10	13	26	3	3	2	0	0
出納室	0	1	1	2	0	0	0	0
議会事務局	0	0	1	2	0	0	0	0
合計（人）	38	52	86	24	3	5	3	1
積算（人）	38	90	176	200	203	208	211	212
参集率（％）	18	42	83	94	96	98	100	100

※参集率は四捨五入で表示

令和元年11月現在

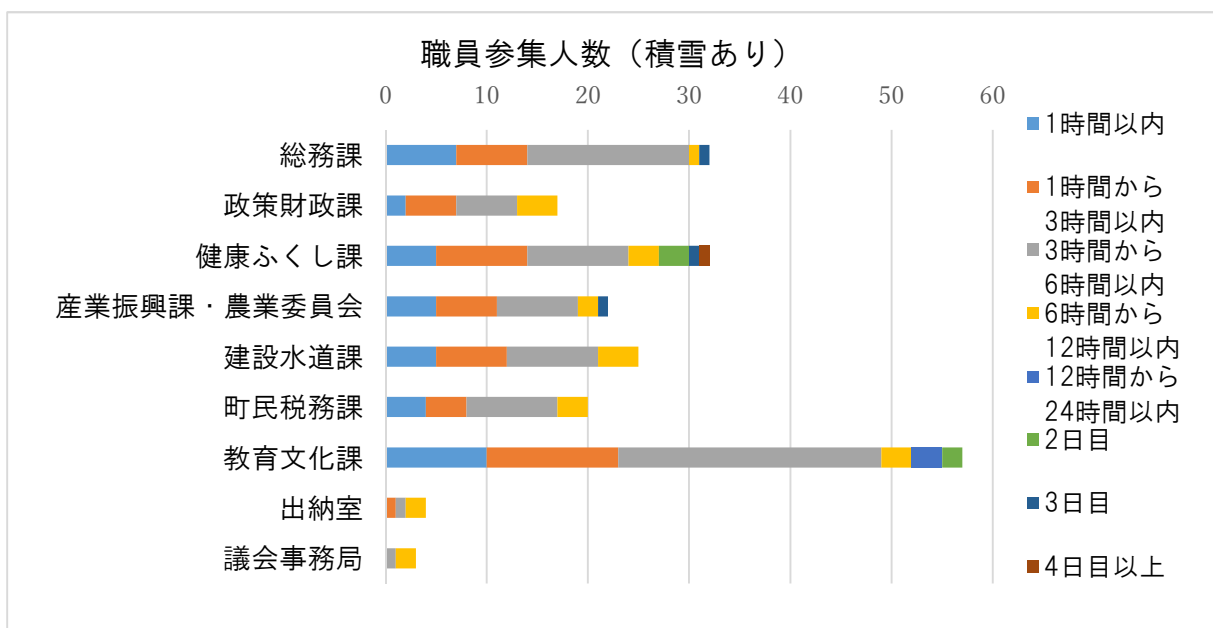


図 3-4 職員参集人数（所属別・積雪あり）

（4）災害対策要員のリスク

① 積雪がない場合の職員参集

積雪なしの場合、参集時間は課（室・局）によって若干の差はあるものの、地震発生後1時間以内に職員の37%、3時間以内で90%以上の職員が参集可能である。

したがって、地震発生直後は、通常より少ない職員で対応する必要があるものの、地震発生当日には、ほぼ勤務時間内と同じ職員数が確保されるので、著しい人的リスクは小さいといえる。

しかし、参集経路に道路被害、橋梁の被害による制約、さらに、夜間の場合は、停電

による街灯の滅灯や天候等により、想定より多くの時間を要することがある。

② 積雪ありの場合の職員参集

積雪ありの場合の場合は、参集時間は地震発生後 1 時間以内に職員の 18%、3 時間以内で 42%と、積雪なしの半数となった。6 時間以内には職員の 83%が参集可能であるが、冬季に積雪、夜間、強風等の条件下で、3 時間以上徒歩によって参集することは困難であると想定される。約半数の職員で 1 日～3 日間は対応を余儀なくされることも考えられる。

【勤務時間外の地震による参集率】

1995 年の阪神・淡路大震災では、発生当日の神戸市（市長部局）の職員参集率が 35%、西宮市が 51%、芦屋市が 42%、宝塚市が 60%であった。²

2016 年の熊本地震では、別府市の職員参集率が 1 時間以内 34%、2 時間以内 50%、11 時間後 70%で、3 時間以内に参集できなかった理由は「家族が地震の揺れに不安がっていた」、「子ども・親族を見守る者がいなかった」との家族の理由が多数であった。³

このため、平常時には想定できない様々な要因により参集できないことも考えられる。

（５）自治体規模によるリスク

本町の職員数は 212 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）である。

災害時には、人命救助、避難者対応、物資供給、インフラ復旧等、多くの災害応急対策業務が集中するが、自治体の規模（面積・人口・職員数等）により職員 1 人あたりの負担は大きなものとなることが推定される。

特に、本町は職員数が少なく、業務の交代職員が十分でない等、職員への負荷が大きくなると考えられる。

例えば、熊本地震においては、益城町の建物被害数は熊本市と比べて 1/10 の棟数であったが、職員 1 人当たりの建物被害数は 2.2 倍以上、り災証明書の申請も 2.4 倍であった⁴。このように自治体規模（職員数）も業務を実施するうえでのリスクとなることが考えられる。

（６）外部委託に関する人的リスク

業務の中には、企業や団体等に委託している業務が存在している。

大規模災害が夜間・休日に発生した場合、外部委託業者が対応できないことも考えられる。

特に、庁内ネットワーク、システムの復旧等は、業務遂行のために必要なインフラであり、これらが早期に復旧しない場合は、業務実施へのリスクとなる。

² 阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府ホームページ

³ 「平成 28 年熊本地震の記録（最終報告）」（平成 29 年 3 月 大分県別府市）

⁴ 「平成 28 年熊本地震への対応（被災地支援 100 日の記録）」（兵庫県 平成 28 年 9 月）

第4章 非常時優先業務

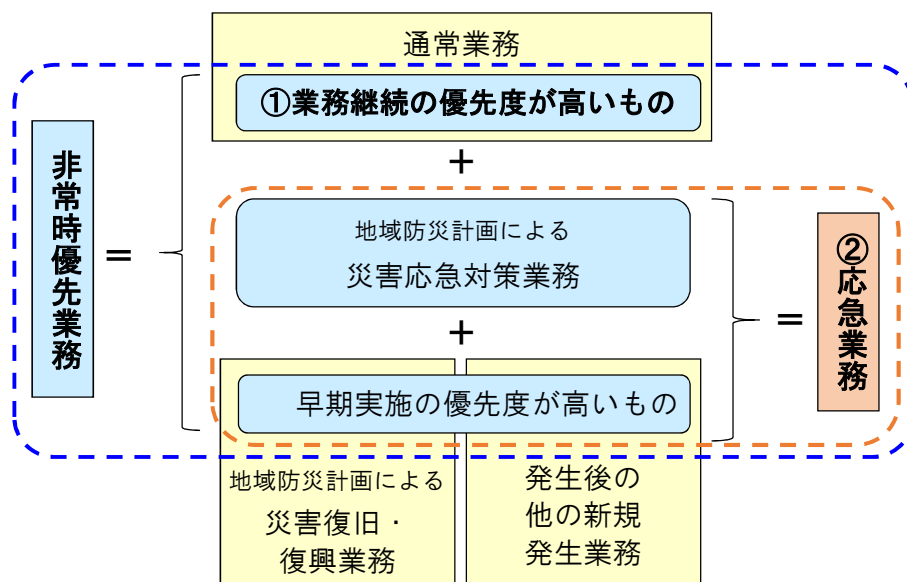
1 非常時優先業務の考え方

大規模災害が発生した場合は、役場に災害対策本部を設置し、全職員を動員して災害対策を実施することになるが、停電、断水、通信機能の低下、道路・橋梁の被害、交通規制等、業務継続に影響するリスクが生じる。そのため、災害対策及び住民生活に重要な通常業務の全てを実施することが困難である。

そこで、役場の資源（人、物、情報及びライフライン等）のリスクを踏まえて、優先して実施する業務（非常時優先業務）を選定する。

2 非常時優先業務の定義

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務のことで、「通常業務のうち業務継続の優先度が高いもの」（下図①）と、「応急業務」（下図②）に区分する。



（資料：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き）

図 4-1 非常時優先業務のイメージ

本計画においては、非常時優先業務を次のように定める。

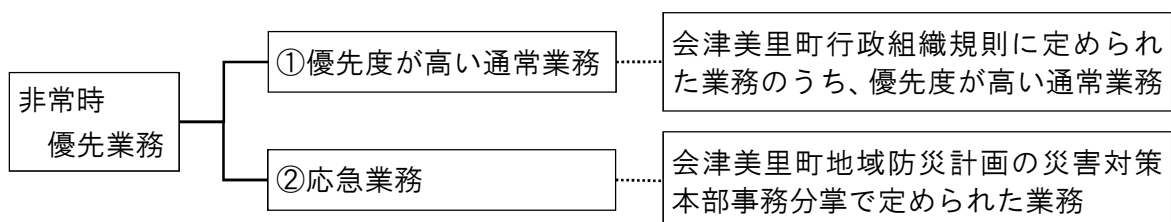


図 4-2 非常時優先業務の範囲

通常業務は、会津美里町行政規則で定められた各課（室・局）の事務分掌、応急業務は、会津美里町地域防災計画に定められている災害対策本部の班別の事務分掌とした。

ただし、風水害の場合、庁舎の浸水が想定されるため、浸水に備えた事前の公用車退避、重要書類の2階以上への移動等の業務を追加した。

3 非常時優先業務の実施方針

(1) 非常時優先業務の選定

大規模災害が発生した場合、様々なリスクを伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。

このため、非常時優先業務の対象期間を決定し、住民生活への影響等を念頭に発生後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（以下「業務開始目標時間」という。）を考慮し、非常時優先業務を選定した。

(2) 非常時優先業務の実施方針

非常時優先業務は、住民ニーズや、業務停止に伴う生活への影響を考慮して、次の方針に基づいて実施する。

- ① 災害発生時においては、住民の生命、身体及び財産を保護するため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務を最優先に遂行する。
- ② 発生から概ね3日間（72時間）は、「住民の生命を保護する」ことに重点をおく。生命保護に必要な業務、そのための役場機能の維持に関する業務以外の通常業務は、一旦、休止、縮小を図る。
- ③ 非常時優先業務は、災害時の住民生活維持の重要性から判断する。
- ④ 公共施設は、避難場所等の防災拠点としての業務に使用する以外には、利用を休止する。
- ⑤ イベント、会議等は、原則として中止・延期する。

(3) 非常時優先業務の対象期間

非常時優先業務の対象期間は、発生後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間とされている。⁵

本計画においては、他自治体の業務継続計画を参考に、非常時優先業務の対象期間を「発生後1カ月以内」とする。

(4) 業務開始目標時間とフェーズ

業務開始目標時間とは、非常時優先業務の開始・再開の目標とする時間であるが、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。

本計画では、業務開始目標時間について、地震時を5区分、風水害時を7区分とし、発

⁵ 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年2月 内閣府（防災担当）

生後1か月間は業務を開始せず、業務の中断が住民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすものではないと見込まれる業務は、非常時優先業務の対象外とした。

また、地震災害の場合、時系列に時間を区分したが、風水害の場合は、浸水発生（堤防決壊等）までの事前対策の段階、浸水直後の緊急避難などを考慮して、ある程度定性的な時間区分とした。

各段階のフェーズは、次のように設定した。

表 4-1 業務開始目標時間とフェーズ（地震災害）

業務開始 目標時間	フェーズ	内容
発生～ 1日以内	緊急対応を行う段階	発生直後の初動体制を構築するとともに、救助・消火・情報収集等の緊急対応を最優先に行う。
発生1日後～ 3日以内	住民の生命を保護する段階	行方不明者の捜索・救助、さらには被災者の避難所への受入れ等、住民の生命を保護することに重点をおいた活動を行う。
発生3日後～ 1週間以内	被災者生活を支援する段階	全国からの応援を受入れて、食料・飲料水・物資の供給、避難生活の各種支援等の被災者生活の支援を行う。
発生1週間後～ 2週間以内	生活を回復する段階	ライフラインの復旧とともに日常の生活を回復できるように、応急業務とともに通常業務を並行して行う。
発生2週間後～ 1か月以内	生活再建に踏み出す段階	被災者相談、支援金給付、仮設住宅等の生活再建に向けた対策を開始する。一方、住民サービスの提供を被災前にできるだけ近づける。

表 4-2 業務開始目標時間とフェーズ（風水害）

業務開始 目標時間	フェーズ	内容
警戒期	災害への警戒・事前準備を行う段階	気象警報が発表される等、災害発生が予測される時期に、情報収集や今後に備えた準備を行う。
事前活動期	小規模災害に対処する段階	道路、施設等の点検、事前避難の呼びかけ、小規模な冠水等に対処する。
発生直後	緊急対応を行う段階	堤防の決壊・越流、土砂災害等が発生した時期に、避難勧告・指示を発令し緊急避難を行う時期である。
発生直後～3日以内	住民の生命を保護する段階	浸水が継続している時期
発生3日後～ 1週間以内	被災者生活を支援する段階	浸水が解消した後に、全国からの応援を受入れて、食料・飲料水・物資の供給、被災地の片づけ、避難生活の各種支援等、被災者生活の支援を行う。
発生1週間後～ 2週間以内	生活を回復する段階	ライフラインの復旧とともに日常の生活を回復できるように、応急業務とともに通常業務も並行して行う。
発生2週間後～ 1か月以内	生活再建に踏み出す段階	被災者相談、支援金給付、仮設住宅等の生活再建に向けた対策を開始する。一方、住民サービスの提供を被災前に回復する。

4 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定結果は、次のとおりである。

(1) 全体の選定結果

① 地震災害

通常業務 389 件のうち非常時優先業務は 62 件 (16%) で、対象外が 327 件 (84%) であった。非常時優先業務のうち、発生後 1 日以内に開始すべき業務が 5 件 (1%)、3 日以内が 13 件 (3%) であった。

一方、応急業務 153 件のうち非常時優先業務は 139 件 (92%) で、対象外が 14 件 (9%) であった。非常時優先業務のうち、発生後 1 日以内に開始すべき業務が 63 件 (41%)、3 日以内が 25 件 (16%) と半数以上が 3 日以内に開始すべき業務となった。

表 4-3 非常時優先業務の選定結果 (地震災害)

	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	2 週間以内	1 カ月以内	対象外	計
通常業務	5	13	41	2	1	327	389
応急業務	63	25	23	12	16	14	153

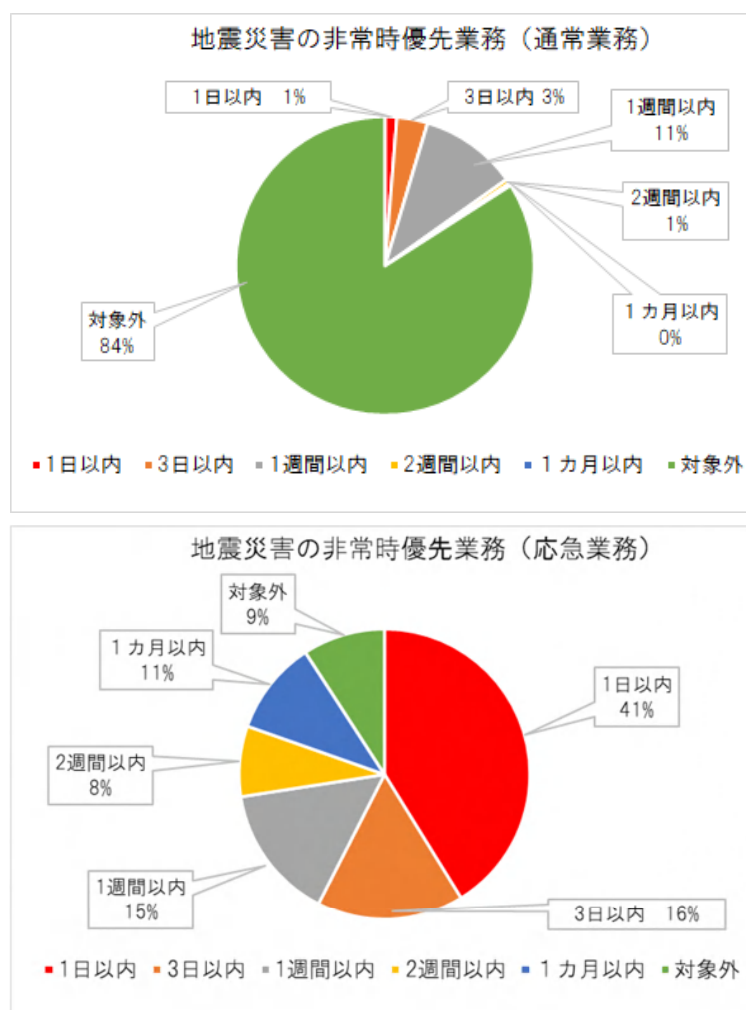


図 4-3 非常時優先業務の選定結果 (地震災害)

② 風水害

通常業務 389 件のうち非常時優先業務は 60 件（15%）で、対象外が 329 件（85%）であった。非常時優先業務のうち、発生直後に開始すべき業務が 3 件（1%）、3 日以内が 13 件（3%）であった。

一方、応急業務 153 件のうち非常時優先業務は 141 件（91%）で、対象外が 12 件（8%）であった。非常時優先業務のうち、発生前の警戒期及び事前活動期に開始すべき業務が 27 件（18%）、発生直後が 23 件（15%）、3 日以内が 49 件（32%）となった。

表 4-4 非常時優先業務の選定結果（風水害）

	警戒期	事前活動期	発生直後	3日以内	1週間以内	2週間以内	1カ月以内	対象外	計
通常業務	-	-	3	13	41	2	1	329	389
応急業務	10	17	23	49	14	12	16	12	153

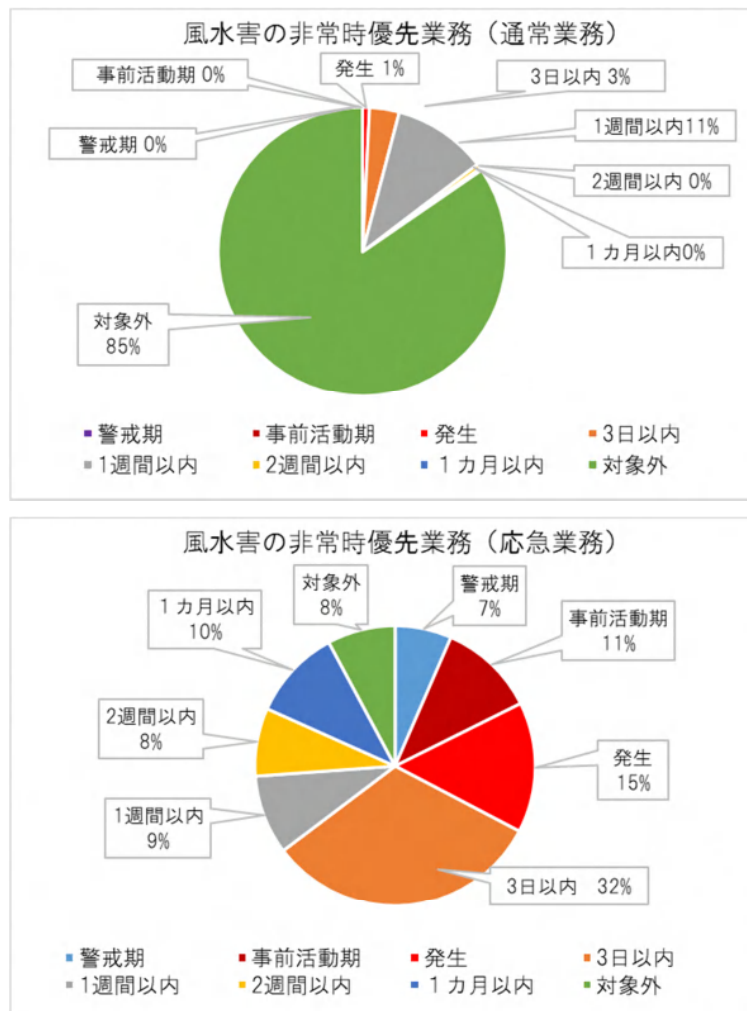


図 4-4 非常時優先業務の選定結果（風水害）

(2) 課（室・局）別の選定結果

① 地震災害

各課（室・局）の非常時優先業務は、次のとおりである。

表 4-5 各課（室・局）の非常時優先業務の選定結果（地震災害）

	通常業務							応急業務						
	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1カ月以内	対象外	合計	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1カ月以内	対象外	合計
総務課	1	5	0	1	0	68	75	22	7	0	2	0	2	31
政策財政課	1	0	0	1	0	31	33	5	6	0	0	1	1	13
健康ふくし課	0	0	21	0	0	29	50	12	0	9	1	9	2	33
産業振興課・農業委員会	0	0	0	0	0	42	42	3	2	6	2	1	2	16
建設水道課	2	0	1	0	0	63	66	13	0	0	4	3	2	22
町民税務課	1	3	13	0	0	29	46	2	4	4	4	0	1	15
教育文化課	0	0	6	0	1	57	64	4	6	4	0	2	2	18
出納室	0	5	0	0	0	6	11	2	0	0	0	0	1	3
議会事務局	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	1	2
合計	5	13	41	2	1	327	389	63	25	23	12	16	14	153

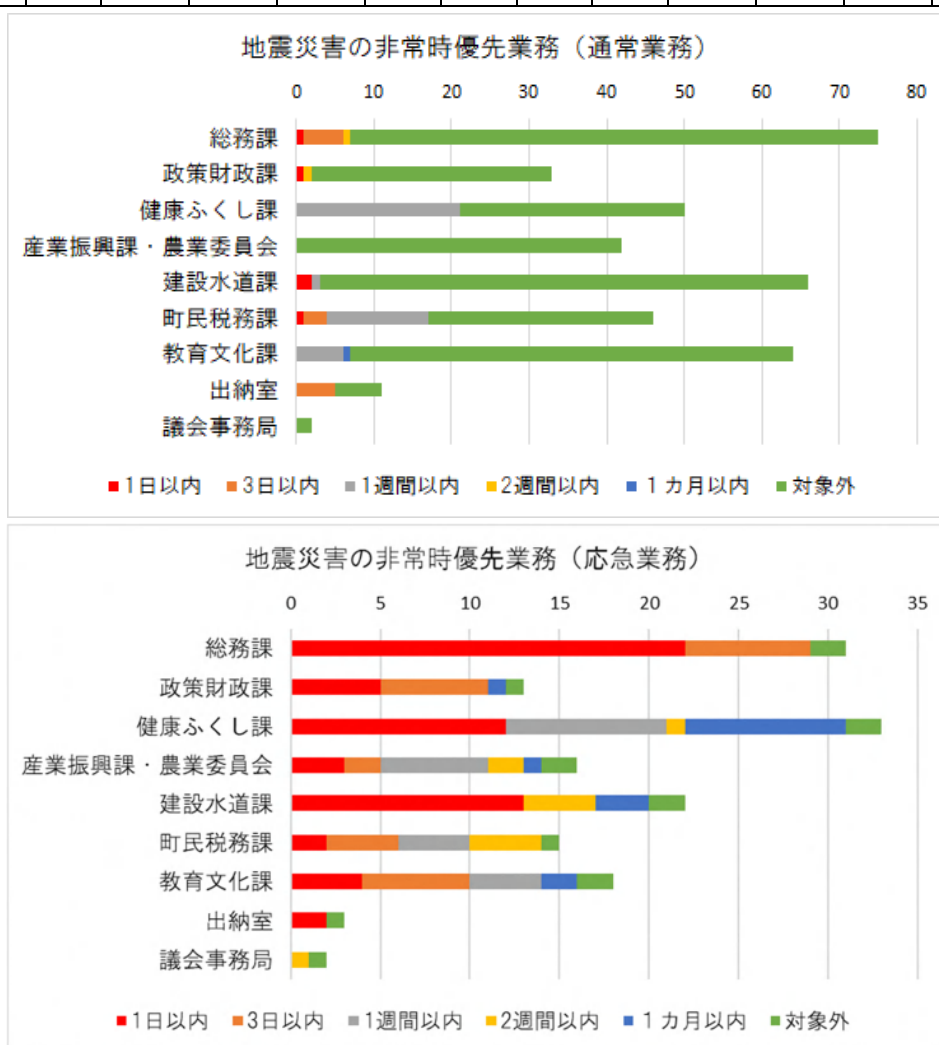


図 4-5 課（室・局）別の非常時優先業務の選定結果（地震災害）

② 風水害

各課（室・局）の非常時優先業務は、次のとおりである。

表 4-6 各課（室・局）の非常時優先業務の選定結果（風水害）

	通常業務							応急業務								
	発生直後	3日以内	1週間以内	2週間以内	1カ月以内	対象外	合計	警戒期	事前活動期	発生直後	3日以内	1週間以内	2週間以内	1カ月以内	対象外	合計
総務課	0	6	0	1	0	68	75	4	6	10	10	0	2	0	1	31
政策財政課	1	0	0	1	0	31	33	2	4	0	5	0	0	1	1	13
健康ふくし課	0	0	21	0	0	29	50	3	2	4	4	9	1	9	1	33
産業振興課・農業委員会	0	0	0	0	0	42	42	0	1	2	8	0	2	1	2	16
建設水道課	0	0	1	0	0	65	66	1	1	5	6	0	4	3	2	22
町民税務課	2	2	13	0	0	29	46	0	0	2	7	1	4	0	1	15
教育文化課	0	0	6	0	1	57	64	0	3	0	7	4	0	2	2	18
出納室	0	5	0	0	0	6	11	0	0	0	2	0	0	0	1	3
議会事務局	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	1	2
合計	3	13	41	2	1	329	389	10	17	23	49	14	12	16	12	153

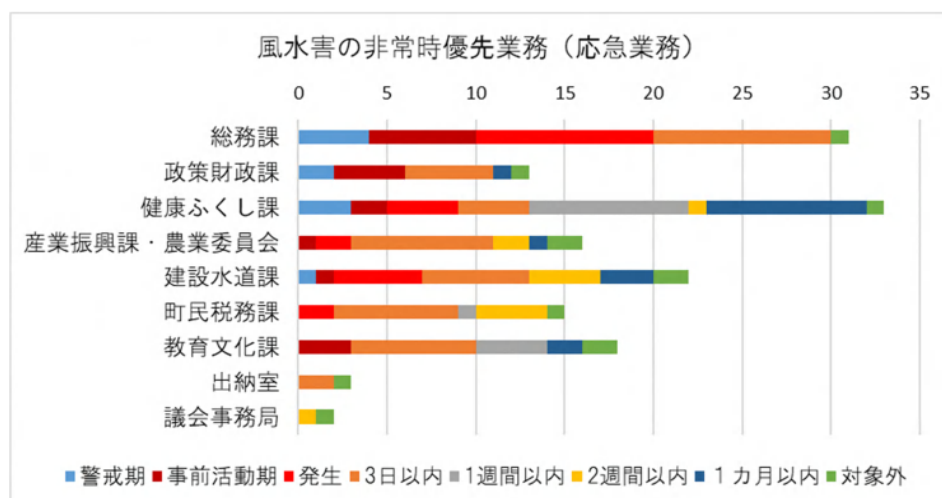
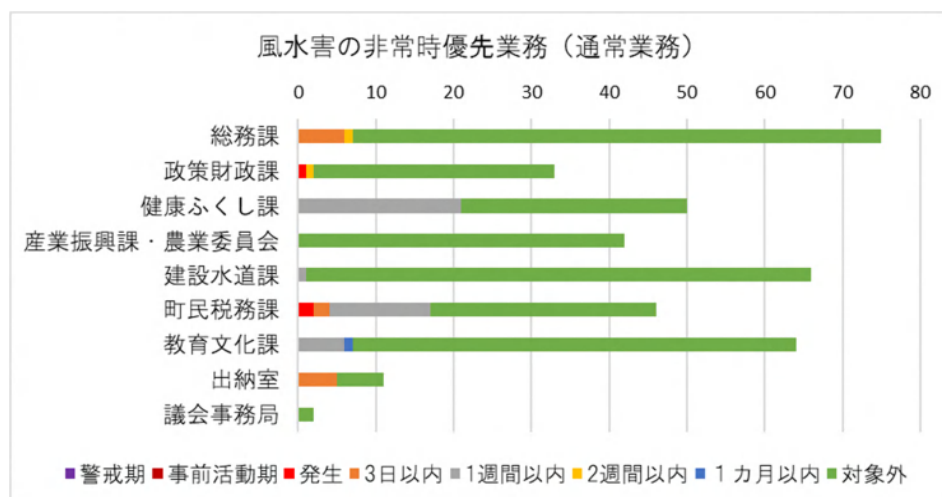


図 4-6 課（室・局）別の非常時優先業務の選定結果（風水害）

5 各課（室・局）の非常時優先業務

(1) 総務課

総務課の主な非常時優先業務は、次のとおりである。

業務開始 目標	主な応急業務	主な優先度が高い通常業務
警戒期 (風水害のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車の退避 ○災害情報の収集、整理、報告 ○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等の伝達 	
事前活動期 (風水害のみ)		
発生～ 1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の非常参集 ○災害対策本部員会議の開催 ○災害情報の収集、整理、報告 ○災害応急対策の基本方針及び総合的災害対策計画の指示 ○要配慮者の避難、安否情報の収集 ○避難所開設の指示・管理の総括 ○県、防災関係機関との連絡調整 ○情報通信機器の機能確保 ○公共施設等の被害調査及び応急復旧 ○公用車の集中配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎の点検、維持管理の継続
1日後～ 3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○職員・家族の安否確認 ○自衛隊、自治体からの応援の受入れ ○従事職員・応援職員の配備 ○従事職員・応援職員の食料の調達・確保 ○災害救助法の適用事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○システム・ネットワークの復旧 ○窓口業務の再開
3日後～ 1週間以内		
1週間後～ 2週間以内		
2週間後～ 1カ月以内		

(2) 政策財政課

政策財政課の主な非常時優先業務は、次のとおりである。

業務開始 目標	主な応急業務	主な優先度が高い通常業務
警戒期 (風水害のみ)	○災害情報等の住民への広報 ○公共交通機関の被害状況調査	
事前活動期 (風水害のみ)	○災害状況や災害対策本部の活動状況の記録(写真等)の作成	
発生～ 1日以内	○災害情報等の住民への広報 ○災害状況や災害対策本部の活動状況の記録(写真等)の作成 ○要配慮者の避難、安否情報の収集	○ホームページ等に関するサーバー等の維持管理
1日後～ 3日以内	○災害に関する予算措置 ○経費の支払い等の記録作成 ○公共交通機関の被害状況調査	
3日後～ 1週間以内		
1週間後～ 2週間以内		○寄附金の受付
2週間後～ 1カ月以内	○災害復旧・復興計画の策定	

(3) 健康ふくし課

健康ふくし課の主な非常時優先業務は、次のとおりである。

業務開始 目標	主な応急業務	主な優先度が高い通常業務
警戒期 (風水害のみ)		
事前活動期 (風水害のみ)	○保健センター等の予防措置	
発生～ 1日以内	○保健センター等の被害状況調査及び応急対策 ○避難所の開設 ○要配慮者の安否情報確認、避難支援 ○身体障がい者、関連団体等の被害状況調査及び援護 ○食料救援体制の確立 ○ボランティアセンターとの連携 ○遺体安置所の開設、検視、検案 ○医療救護活動	
1日後～ 3日以内		
3日後～ 1週間以内	○福祉に関する相談窓口の開設 ○保健衛生活動 ○防疫活動 ○被災者の入浴支援 ○被災者への栄養指導 ○被災者への精神保健指導	○包括支援センターの運営 ○地域密着型サービスの継続 ○各種健康診断、予防接種の実施 ○福祉関係の各種相談・手続き等の対応 ○母子健康手帳の交付 ○妊産婦健診等の子育て支援
1週間後～ 2週間以内		
2週間後～ 1カ月以内	○災害弔慰金の支給 ○災害援護資金の貸し付け ○被災者生活再建支援金の支給 ○災害障害見舞金の支給	

(4) 産業振興課・農業委員会事務局

産業振興課・農業委員会事務局の主な非常時優先業務は、次のとおりである。

業務開始 目標	主な応急業務	主な優先度が高い通常業務
警戒期 (風水害のみ)	○農林業施設の被害状況調査及び応急対策	
事前活動期 (風水害のみ)	○観光客の安全の確保	
発生～ 1日以内	○農林業施設の被害状況調査及び応急対策 ○農地、農道、林道等の災害復旧 ○観光施設、観光客の安全の確保 ○商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供	
1日後～ 3日以内	○食料、毛布、生活必需品の調達	
3日後～ 1週間以内	○農協等関係機関・団体との連絡調整 ○農作物の病害虫防除 ○家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達 ○商工業の被害状況調査	
1週間後～ 2週間以内	○被災農業者へ対する農業救済措置に関する周知、相談	
2週間後～ 1カ月以内	○農林業資金支援制度等に関する周知、相談	

(5) 建設水道課

建設水道課の主な非常時優先業務は、次のとおりである。

業務開始 目標	主な応急業務	主な優先度が高い通常業務
警戒期 (風水害のみ)	○避難所の開設	
事前活動期 (風水害のみ)		
発生～ 1日以内	○道路、河川、土木施設等の被害状況の調査、道路の応急対策 ○避難所の開設 ○被災建築物の応急危険度判定 ○被災宅地の危険度判定 ○土砂災害危険箇所の点検 ○道路上の障害物の除去 ○応急対策用資機材の調達 ○給水活動 ○給水・排水設備の調査、復旧	
1日後～ 3日以内		
3日後～ 1週間以内		○道路、河川等の維持管理
1週間後～ 2週間以内	○被災建築物の応急修理 ○応急仮設住宅用地の選定、確保 ○上下水道使用料の納付猶予及び減免措置	
2週間後～ 1カ月以内		

(6) 町民税務課

町民税務課の主な非常時優先業務は、次のとおりである。

業務開始 目標	主な応急業務	主な優先度が高い通常業務
警戒期 (風水害のみ)		
事前活動期 (風水害のみ)		
発生～ 1日以内	○行方不明者名簿の作成 ○動物(ペット)救護	○埋火葬許可事務
1日後～ 3日以内	○物資、資機材、被災者の輸送 ○廃棄物(災害廃棄物、し尿)の処理 ○仮設トイレの設置	○住民基本台帳ネットワークの復旧 ○生活ごみの収集 ○環境センターに関すること
3日後～ 1週間以内	○家屋の被害認定調査 ○防疫活動(消毒) ○災害廃棄物仮置き、処理 ○環境モニタリング、流出油等の防除	○戸籍謄本、住民票の写し、マイナンバーカード等の交付 ○印鑑登録証・印鑑登録証明書の交付 ○町民税の申告相談 ○所得証明の交付 ○固定資産に関する証明及び閲覧
1週間後～ 2週間以内	○各種申請等統一窓口の設置 ○税の申告、納付期限猶予及び減免措置 ○り災証明書等の発行 ○広域避難の受入れ	
2週間後～ 1カ月以内		

(7) 教育文化課

教育文化課の主な非常時優先業務は、次のとおりである。

業務開始 目標	主な応急業務	主な優先度が高い通常業務
警戒期 (風水害のみ)		
事前活動期 (風水害のみ)	○園児・児童・生徒の避難、保護、引き渡し ○避難所の開設	
発生～ 1日以内	○園児・児童・生徒の避難、保護、引き渡し ○施設の被害状況調査及び応急対策 ○避難所の開設	
1日後～ 3日以内	○被災した園児の保護、救護 ○援助・児童・生徒の安否確認	
3日後～ 1週間以内	○児童生徒のメンタルヘルスケア ○食料の炊き出し ○文化財の被害状況調査及び応急対策	○こども園の再開 ○子育て支援センターの再開 ○学校の再開、スクールバスの運行
1週間後～ 2週間以内		
2週間後～ 1カ月以内	○教科書、学用品の供給	○保育料の減免措置

(8) 出納室

出納室の主な非常時優先業務は、次のとおりである。

業務開始 目標	主な応急業務	主な優先度が高い通常業務
警戒期 (風水害のみ)		
事前活動期 (風水害のみ)		
発生～ 1日以内	○支援物資の集積拠点の開設、受入れ ○現金出納等の非常時の支払い対応	
1日後～ 3日以内		○支出負担行為の確認・手当助成 ○金融機関等との連絡
3日後～ 1週間以内		
1週間後～ 2週間以内		
2週間後～ 1カ月以内		

(9) 議会事務局

議会事務局の主な非常時優先業務は、次のとおりである。

業務開始 目標	主な応急業務	主な優先度が高い通常業務
警戒期 (風水害のみ)		
事前活動期 (風水害のみ)		
発生～ 1日以内		
1日後～ 3日以内		
3日後～ 1週間以内		
1週間後～ 2週間以内	○議員からの意見聴取等	
2週間後～ 1カ月以内		

第5章 非常時優先業務の実施体制

1 業務実施体制及び指揮命令系統の確立

(1) 非常時優先業務の実施体制

非常時優先業務の実施は、会津美里町地域防災計画に基づき災害対策本部を設置して実施する体制とする。

一方、優先する通常業務は通常の組織で対応する。

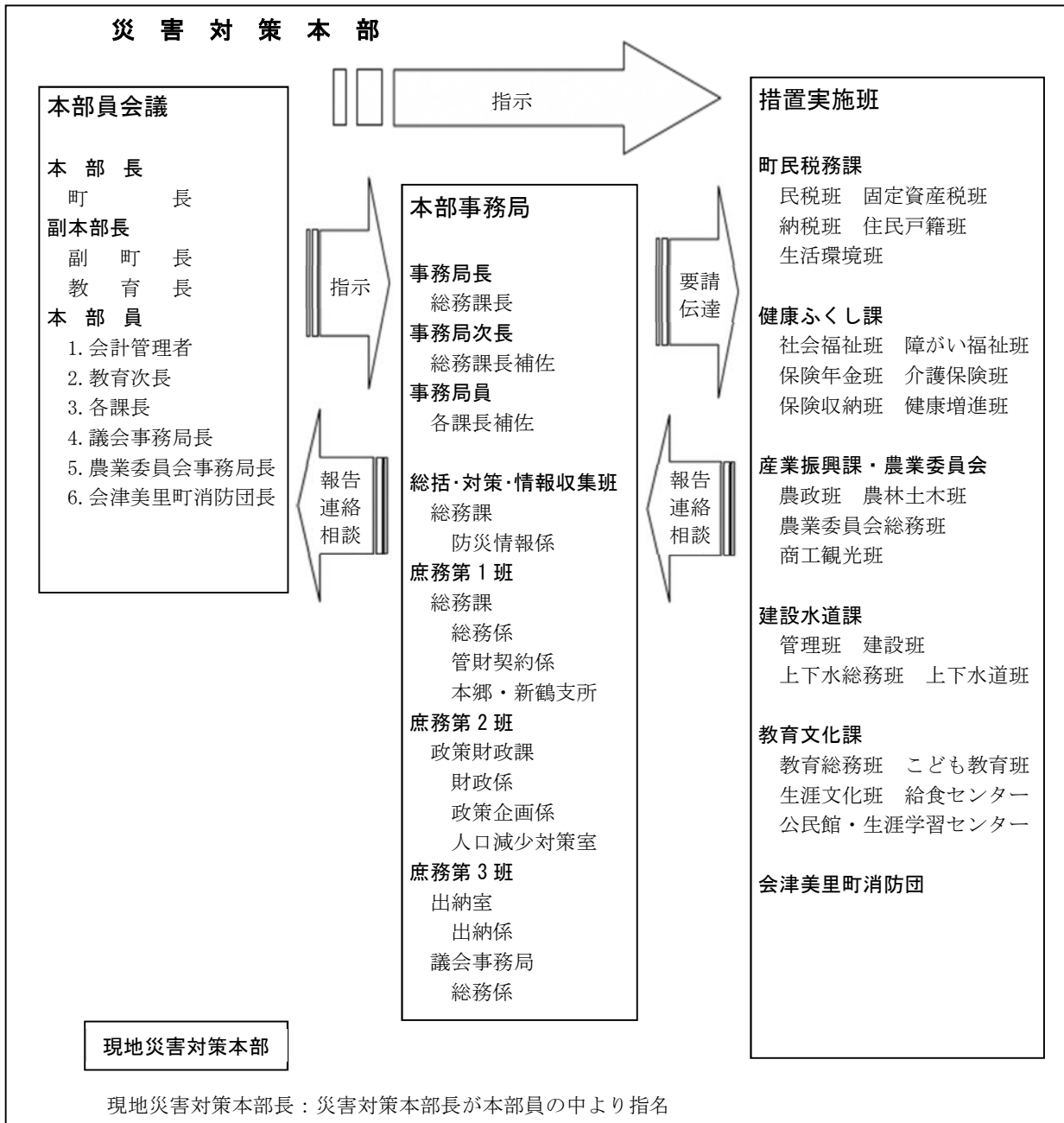


図 5-1 町災害対策本部の組織構成

(2) 指揮命令系統

災害時の指揮命令系統は、災害対策本部条例の定めるところにより、災害対策本部長（町長）が行う。さらに、災害対策本部には班を置き、班は班長が掌理することとなっている。

通常業務の指揮命令系統は、会津美里町事務決裁規程（平成 17 年訓令第 6 号）等に基づき執り行う。

(3) 職務代行者

職務代行者は、会津美里町地域防災計画の定めるところにより、次の順位となっている。

表 5-1 本部長・副本部長の職務代行者

名称	指定職員	代替職員	
		第 1 順位	第 2 順位
町災害対策本部長	町長	副町長	教育長
町災害対策副本部長	副町長 教育長	総務課長	政策財政課長

また、決裁者が不在で連絡が取れない場合においては、会津美里町事務決裁規程の代決規定による。

表 5-2 決裁者不在時の代決権者

決裁者	代決権者
町長の決済事項	副町長
副町長の専決事項	総務課長
課長等の専決事項	所管する課長補佐等

(4) 職員の参集体制

職員の参集体制は、会津美里町地域防災計画及び会津美里町職員防災初動マニュアルにより、次のとおり定められている。

表 5-3 職員の参集体制（地震災害）

配備体制	配備内容	配備時期
警戒配備	関係各課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行える体制とする。	1 町内において震度 4 の地震が観測されたとき 2 その他特に総務課長が必要と認めたとき
特別警戒配備	関係各課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡、広報活動及び応急対策を実施する体制とする。	1 町内において震度 5 弱の地震が観測されたとき 2 その他特に総務課長が必要と認めたとき
第 1 非常配備体制 【災害対策本部体制】	災害対策本部各班の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡、広報活動及び応急対策を実施する体制とする。 【災害対策本部設置】	1 町内において震度 5 強の地震が観測されたとき 2 町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 3 その他特に町長が必要と認めたとき
第 2 非常配備体制 【災害対策本部体制】	災害対策本部の組織及び機能の全てを挙げて応急対策にあたる体制とする。	1 大規模又は複数の激甚な災害が発生し、広範囲な応急対策が必要と認められるとき 2 その他特に町災害対策本部長が必要と認めたとき

表 5-4 職員の参集体制（風水害）

配備体制	配備内容	配備時期
警戒配備体制	主に情報の収集及び連絡のため、総務課（防災情報係）及び建設水道課、産業振興課の少数の人員をもってあたる。	1 大雨、台風、降雪期において、次の気象注意報の 1 以上が発令され、なお警報の発表が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 強風注意報 (4) 大雪注意報 (5) 風雪注意報 2 その他特に総務課長が必要と認めたとき。
特別警戒配備体制	事前配備における人員に、災害に関する情報収集、連絡及び広報活動を円滑に行うために必要とする関係各課の人員を加えた体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、次の各警報の 1 以上が発令されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報 2 土砂災害警戒情報による警戒対象地域となったとき。 3 その他特に総務課長が必要と認めたとき。
第 1 非常配備体制 【災害対策本部体制】	災害対策本部の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡、広報活動及び応急対策を実施する体制とする。	1 大雨、暴風、洪水等の警報が複数発表され、広範囲かつ大規模に災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。 2 気象に関する特別警報が発表されたとき。 3 その他特に町長が必要と認めたとき。
第 2 非常配備体制 【災害対策本部体制】	災害対策本部の組織及び機能の全てを挙げて情報の収集、連絡、広報活動及び応急対策にあたる体制とする。	1 大規模又は複数の激甚な災害が発生し、広範囲な応急対策が必要と認められるとき。 2 その他特に町災害対策本部長が必要と認めたとき。

(5) 職員の活動支援

大規模災害発生時には、多くの災害応急対策業務及び通常業務に対応するため、職員の負担が大きく、長時間の勤務を行う事態も想定される。

業務の内容によっては、女性の比率が高い保健師や保育教諭等の職種も必要とされる。そのため、災害時においても家族の介護や子育て等にも配慮する環境づくりや勤務ローテーションの構築等を検討する。

また、災害対策は昼夜を問わず対応が必要となる場合もあるため、職員の休憩場所、仮眠場所を本庁舎、支所に確保し、あらかじめ指定する。

(6) 職員の健康管理

大規模災害発生時には、業務への責務や長期間の勤務により、疲労による疾病や心理的負担が生じるおそれがある。

そのため、メンタルヘルスを含めた職員の健康管理の方法を検討する。

また、災害現場での活動の際には、防災服、ヘルメット、マスク、安全靴の着用等により、受傷や疾病の予防に努めることを徹底する。

【業務継続のため取り組むべき対策】

- ・各配備体制において、各課（室・局）の参集職員を指名し、本人に周知する。また、毎年、更新を図る。
- ・参集訓練を定期的に行い、各職員の認識を高める。
- ・庁舎内に休憩場所、仮眠場所とするスペースを確保し指定する等、災害時の庁舎の活用方法を検討する。
- ・職員への装備品の支給、点検を行う。
- ・災害発生時の勤務ローテーションを行うことを理解し対応する（災害時に対応）。
- ・職員の健康管理方法のため、何をすべきか検討する。

2 災害対策要員の確保

(1) 要員の配置

参集時間調査では、発生後3時間以内に職員の90%以上の参集が可能のため、大幅に業務を絞れば職員で対応可能なレベルである。

一方、積雪ありの場合は、6時間以内に80%の職員が参集可能との調査結果であるが、夜間、悪天候の条件下で1時間以上も徒歩で参集することは不可能なため、要員不足となることが想定される。

また、発生直後から業務が集中し、人手が足りない状況となる課がある一方で、発生直後には優先度の高い業務を有していない課も見受けられる。そのため、各課の業務集中の度合いを勘案し、災害対策本部組織の班編成にとらわれない臨機応変な役割分担や人員配置等の検討が必要となる。

また、発生後2週間以降になると応急業務に加え、優先度の高い通常業務も再開するため、要員不足となる。

(2) 他機関等との連携の強化

非常時優先業務の実施にあたっては、各業務に係る機関・団体等への要請、業者等からの物資・資機材の調達等、様々な機関・団体との連携が必要となる。

特に、応急危険度判定や要配慮者の支援等の業務は、専門知識や資格が必要であり、全てを町職員で対応することは不可能である。

そのため、各課（室・局）において、関係する機関、団体等との協力体制を検討し、協定の締結等により連携を強化する。

(3) 受援体制の確立

大規模災害発生時には、迅速かつ的確に町外からの人・物の応援を受入れ、適所に配置することが重要となる。熊本地震では、受援体制が十分でなかったことにより多くの混乱が見られたことから、事前に受援体制を構築することが必要とされている。⁶

そこで、災害の発生直後から迅速に受援に対応するために、各課（室・局）の業務において、連絡先の明確化、要員等の要請先や人数等の確認、物資・資機材の在庫や調達方法の確認等を検討し、受援計画を策定する等、受援体制の確立を図る。

なお、応急業務において、受援の対象を選定した結果は、次のとおりである。

⁶ 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当） 平成29年3月）

表 5-5 受援の対象業務

業務名	業務内容	担当
要配慮者の援護に関すること	要配慮者の健康状況調査、介護、相談、指導等の生活支援	健康ふくし課
被災者に対する食料救援体制の確立に関すること	被災者のニーズの把握、食料配布（避難所等において）	健康ふくし課
各種申請統一窓口の設置に関すること	窓口での相談対応	健康ふくし課
災害弔慰金等の支給に関すること	支給事務（窓口での相談対応、申請受付）	健康ふくし課
災害援護資金等の貸付に関すること	支給事務（窓口での相談対応、申請受付）	健康ふくし課
被災者生活再建支援金に関すること	支給事務（窓口での相談対応、申請受付）	健康ふくし課
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等の納付期限猶予及び減免措置に関すること	手続き事務（窓口での相談対応、申請受付）	健康ふくし課
医療機関の被害調査に関すること	病院での受入れ状況の把握と調整	健康ふくし課
所管施設避難所の開設に関すること	避難所の運営支援	健康ふくし課
県、医師会、医療機関との連携に関すること	医療救護班（医師、看護師、薬剤師等）、医薬品等の供給	健康ふくし課
医療救護班の設置及び医療救護活動に関すること	医療救護班（医師、看護師、薬剤師等）、医薬品等の供給	健康ふくし課
保健衛生用資機材及び防疫用薬剤の調達に関すること	医薬品等、消毒薬剤等の供給	健康ふくし課
防疫の指導及び実施に関すること	感染症の予防に関する調査、指導（医師、保健師等）	健康ふくし課
被災者の精神保健指導に関すること	心のケアに関する調査、指導（災害派遣精神医療チーム、スクールカウンセラー等）	健康ふくし課
農林業の被害状況調査及び応急対策の実施、被害状況の取りまとめに関すること	被害調査	産業振興課
所管施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること	農業施設の被害調査、復旧	産業振興課
農地等の災害復旧に関すること	農地の復旧	産業振興課
農道、林道等の災害復旧に関すること	農道、林道の復旧	産業振興課
中小企業支援制度等に関すること。	窓口での被災者への相談、手続き事務	産業振興課
被災建築物の応急危険度判定に関すること	危険度判定調査	建設水道課
被災宅地の危険度判定調査に関すること	危険度判定調査	建設水道課
被災建築物の応急修理に関すること	応急修理の事務	建設水道課
道路・河川・土木施設等に係る被害状況の収集及び復旧に関すること	道路・河川・土木施設等の被害調査、復旧	建設水道課
応急仮設住宅の建設に関すること	建設・施工の管理（町単独で実施又は県から委任された場合）	建設水道課
飲料水の確保及び供給に関すること	給水活動	建設水道課
家屋等の被害認定に関すること	被害認定調査、り災台帳作成	町民税務課
各種申請等統一窓口の設置に関すること	窓口での相談対応（り災証明等）	町民税務課
申告、納付期限猶予及び減免措置に関すること	手続き事務（窓口での相談対応、申請受付）	町民税務課
災害廃棄物処理に関すること	廃棄物処理計画作成、仮置場等での指導	町民税務課

【業務継続のため取り組むべき対策】

- ・業務の集中度に対応する課の枠を越えた人員配置を検討する。
- ・人員不足等を補うため、町内及び近隣の関係団体等との協力体制を構築する。
- ・町外からの応援の要請、受入れに関する対応を定めた受援計画を検討する。

3 庁舎の環境整備

(1) 代替庁舎の選定及び整備

災害対策本部が設置される本庁舎は、令和元年5月に開庁された建物であり、浸水の可能性もないため、使用不可となることはない想定される。

なお、会津美里町地域防災計画では「新鶴庁舎 大会議室（2F）」が本部の代替場所に指定されている。

(2) 庁舎の耐震性確保

災害対策で活用する施設は、宮川生涯学習センターを除き耐震性が確保されているため、建物自体の被害により、立入制限等の支障が発生する可能性は低いと考えられる。

しかし、本庁舎以外の施設では、天井材、ガラス、照明器具等の非構造部材の被害により職員や来庁者の負傷や機器の破損のおそれがある。このため、非構造部材について点検を行い、耐震化を実施する必要がある。

(3) 室内の安全確保

庁舎内の室内の書棚、ロッカー、コピー機等の什器の固定が十分ではないため、これらの転倒により職員の負傷や、パソコン等の機器が破損するリスクがある。

そのため、書棚、ロッカー等の固定、棚の上部の段ボール箱の撤去等の安全対策を実施する。

(4) 浸水への備え

本郷庁舎周辺は、阿賀川で洪水が発生した場合には、0.5m未滿の浸水があることが想定されている。

そのため、庁舎内への水の浸入を防ぐための止水板の整備、土のうの備蓄、公用車の退避、緊急時に1階の重要書類等を迅速に2階以上に上げられるような体制作り等を実施する。

【業務継続のため取り組むべき対策】

- ・公共施設の非構造部材（天井、エレベーター、建具等）の点検、補強（保護）、更新及び撤去等の改修を行う。
- ・室内の書棚、ロッカー、コピー機等の什器の固定を行う。
- ・浸水想定区域内の施設の止水板整備、土のう備蓄等の浸水防御対策を行う。また、公用車、重要書類の退避の体制を整備する。

4 電気、水、食料の確保

(1) 電気

本庁舎、本郷庁舎及び新鶴庁舎には、非常用発電機が整備され、備蓄燃料によって本庁舎が 72 時間、本郷庁舎が 10 時間、新鶴庁舎が 3 時間稼働することが可能である。

地震発生後 3 日間程度は、燃料補給が受けられない可能性があるため、本郷庁舎及び新鶴庁舎は、72 時間程度の燃料の備蓄を検討する。

さらに、その燃料となる重油等の供給を継続的に受けられるよう、燃料供給業者等との協定の締結や運用を検討する。

(2) 飲料水

本庁舎、本郷庁舎、新鶴庁舎、保健センター、高田学校給食センター、新鶴学校給食センターには、飲料水の備蓄があり利用可能である。

このように水の備蓄を進めるほか、受水槽の水が活用できるよう取水口（蛇口）の設置を検討する。

(3) トイレ

本庁舎、本郷庁舎、新鶴庁舎、保健センターでは、上水道が停止又は停電した場合でも、受水槽から洗浄水を供給できトイレの使用が可能であるが、ポンプが使用できない場合に備え、町職員や応援者、来庁者のために組立式簡易トイレを備蓄する。

他の防災拠点となる施設においても、組立式簡易トイレの備蓄やマンホールトイレを整備する。

(4) 食料

現在、職員用の食料備蓄はされていない。今後は、職員用の 3 日分の食料を備蓄し、更には応援者等の災害応急対策業務従事者を含め、1 週間分程度の備蓄を図る。

また、非常参集にあたっては、職員自らが食料を持参することや平時から自宅でも職員自身で備えることについて周知する。

【業務継続のため取り組むべき対策】

- ・最低 72 時間の発電が可能な燃料の備蓄を行う。
- ・災害時に燃料の供給を受けられるよう、燃料供給業者等との協定の締結や運用を検討する。
- ・職員用飲料水（ペットボトル）、非常用食料等の備蓄を行う。
- ・職員の自宅でも食料を備蓄し、参集時に持参できるよう周知を図る。
- ・組立式簡易トイレ、マンホールトイレの整備を検討する。

5 通信手段の確保

大規模災害時は、通話の規制が行われ一般電話・携帯電話ともにつながりにくくなる。そのため、町では、混雑の影響を受けにくい災害時優先電話の指定、本庁舎、本郷庁舎及び新鶴庁舎に衛星携帯電話が設置されている。

今後は、その他の公共施設又は現場を結ぶ無線、衛星携帯電話等、MCA 無線等の情報伝

達手段の導入について検討する。

また、通信に必要な電源についても、停電に強いシステムを構築する。

【業務継続のため取り組むべき対策】

- ・各施設への衛星携帯電話、MCA無線等、情報伝達手段の導入を検討する。
- ・非常用の電源について、停電に強いシステムを構築します。

6 行政データのバックアップ

町の業務の大半は、各種のシステムを活用しており、システムやネットワークの中断は各課の業務継続に多大な影響を与える。

現在、データのバックアップについては、期日を定めて定期的を実施、又はクラウドによる管理がなされており、大きな影響はないと考えられる。

その一方、停電時の復旧や故障時の対応が町職員では不可能なシステムがあり、その早期復旧方法の確認や復旧体制を構築しておくことが重要となる。

【業務継続のため取り組むべき対策】

- ・停電時・故障時の復旧方法を確認する。
- ・災害時の対応について、メンテナンス業者やシステム運営者と対応を確認する。

7 各課（室・局）における業務継続への取組み

各課（室・局）の所掌する災害時優先業務を的確に行うため、平常時から具体的な対応手順、各課（室・局）と関係機関・団体との連携、必要資機材等について検討し、ルール作りやマニュアル化を図り、その対応について所属職員への周知を図る。

第6章 業務継続への取組み

1 業務継続マネジメント

本計画は、大規模災害発生時における業務継続の基本的な方針を示したものであり、業務継続のために計画を管理・運用する業務継続マネジメント（BCM⁷）の推進が必要となる。業務継続マネジメントは、計画の策定・見直しを出発点として、PDCAサイクルで継続的に業務を評価・検証し、新たなステップに進むものである。

本計画は、策定時の町組織や執務環境を前提としており、組織の改革や執務環境の変化に対応して見直す必要がある。

さらに、今後の各課（室・局）の取組みによっては、リスクの軽減がなされたり、災害教訓により新たな課題が生じたりすることが考えられる。そのため、本計画はPDCAサイクルによる定期的な見直しを図ることが重要となる。

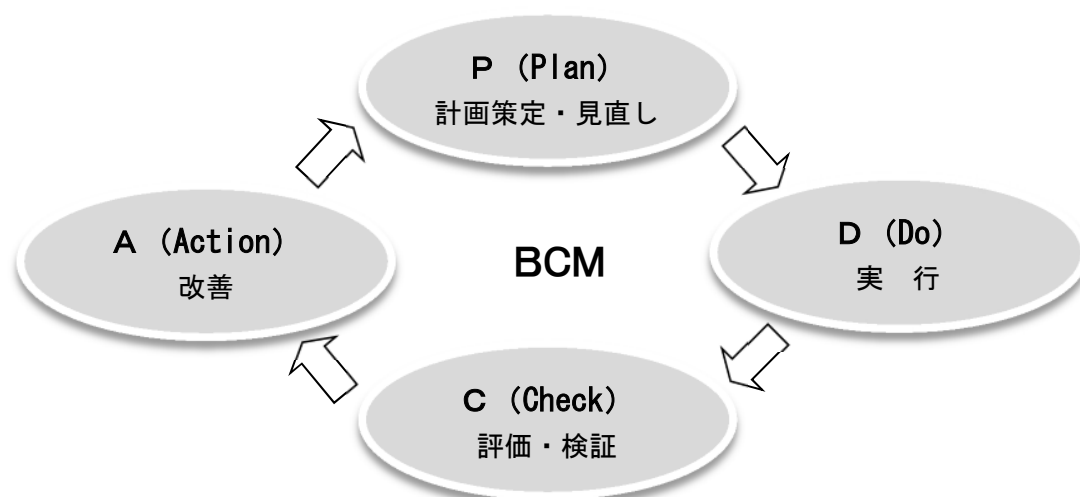


図 6-1 BCMの概念

業務継続マネジメントは、期間を定めて次の取組みを行うよう検討する。

⁷ 業務継続マネジメントをBCM (Business continuity management) という。

表 6-1 PDCAサイクルの実践

計画策定・見直し (P)	本計画の策定又は新たな改善策の検討、町の機構改革、職員構成の変更に基づき、計画の見直しを行い、具体的な取組みを計画する。
実行 (D)	本計画に基づき、各課 (室・局) で平常時の取組みを行う。また、災害への対応について訓練等を行うほか、職員の研修を通じて、応急業務の手順の習熟に努める。
評価・検証 (C)	各課 (室・局) での取組みや訓練結果について、課題・問題点等を評価・検証する。
改善 (A)	評価・検証に基づいて、次の期間に取り組むべき改善策等を検討する。

2 計画の推進

(1) 推進体制の管理責任者

本計画の管理責任者は、総務課長とする。

(2) 研修・訓練の実施

町の全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、一人ひとりの職員に課せられた役割を果たすことができるよう、職員に対する教育・研修・訓練を行い、その対応能力の向上に努める。

また、取組みを継続的に行い、大規模災害発生時には速やかに本計画に定める非常時優先業務を遂行できるよう平常時より準備する。

(3) 計画の見直し

① 訓練の反映

訓練等において明らかになった問題点を踏まえて、必要となった人員や資機材等を必要量確保できるよう検討する。

② 関連計画等の反映

地域防災計画に修正があった場合は、その内容を本計画に反映し、両計画の整合を図りつつ、業務遂行の実効性を高める。

また、国のガイドラインに変更があった場合、又は町組織の機構改革があった場合に、本計画の見直しを行うこととする。

③ 進行管理

本計画の点検・見直しに際しては、人事異動に伴う参集職員予測の見直しや非常時優先業務継続体制に関わる課題への対応処置等、不断の点検・見直しを行う。

非常時優先業務一覧

☆業務開始時間 ■業務継続期間を示す。

1 総務課

■応急業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	災害対策本部員の非常参集に関する事	☆					☆						
2	災害対策本部員会議の庶務に関する事	☆							☆				
3	災害情報の整理、報告に関する事	☆					☆						
4	災害応急対策の基本方針及び総合的災害対策計画に関する事	☆							☆				
5	町災害対策本部長が決定した総合的災害対策計画の方針に基づく各班に対する具体的な指示及び連絡調整に関する事	☆							☆				
6	町が行う災害応急対策の把握及び総合調整に関する事	☆							☆				
7	【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、【警戒レベル4】避難指示（緊急）等の住民への伝達に関する事	☆						☆					
8	避難所開設の指示及び管理の総括に関する事	☆						☆					
9	防災関係機関との連絡調整に関する事	☆							☆				
10	県、その他の防災機関の災害対策現地本部との調整に関する事	☆							☆				
11	関係機関に対する被災情報の報告に関する事	☆							☆				
12	災害救助法の適用に関する事		☆							☆			
13	被災状況や町災害対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等の対外的な広報活動に関する事	☆								☆			
14	情報通信機器の機能確保及び整備等に関する事	☆							☆				
15	災害情報等の収集及び集計に関する事	☆					☆						
16	避難所避難者名簿の作成に関する事	☆							☆				
17	災害情報等の住民への広報に関する事	☆					☆						
18	従事職員の非常参集及び動員に関する事	☆						☆					
19	従事職員及び家族の安否確認に関する事		☆							☆			
20	従事職員の（応援要員を含む）配備調整に関する事		☆							☆			
21	従事職員の（応援要員を含む）の勤務ローテーション管理に関する事		☆							☆			

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
22	従事職員の（応援要員を含む）の食料の調達・確保に関する事		☆							☆			
23	職員の被災状況の把握に関する事		☆						☆				
24	公共施設等町有財産の被害調査及び応急復旧（機能回復）に関する事	☆						☆					
25	運送事業者等に対する災害従事車両の派遣要請に関する事	☆							☆				
26	公用車の集中配車に関する事	☆							☆				
27	要配慮者への避難情報伝達に関する事	☆					☆						
28	要配慮者の避難、安否情報の収集に関する事	☆					☆						
29	他自治体職員及び自衛隊等の受入に関する事		☆						☆				
30	公用車の退避に関する事（風水害のみ）	-	-	-	-	-		☆					

■優先度が高い通常業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	り災証明に関する事（平常時）				☆		-	-				☆	
2	電算機及び電子処理データの保守管理に関する事		☆				-	-		☆			
3	電算処理事務の調整に関する事		☆				-	-		☆			
4	情報通信ネットワークの情報管理及び保守管理に関する事		☆				-	-		☆			
5	施設間の情報通信及び電算業務全般に関する事		☆				-	-		☆			
6	庁舎の管理及び保全に関する事	☆					-	-		☆			
7	窓口業務全般に関する事		☆				-	-		☆			

2 政策財政課

■応急業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	災害応急対策に要する予算の措置に関すること		☆							☆			
2	災害応急対策に要する経費の経理に関すること		☆							☆			
3	国、県との災害応急対策に係わる経費連絡調整に関すること		☆							☆			
4	町ホームページの更新に関すること		☆							☆			
5	災害状況や災害対策本部の活動状況の記録（写真等）の作成及び整理・保存に関すること	☆						☆					
6	各地域における要配慮者の避難、安否情報の収集に関すること	☆						☆					
7	公共交通機関の被害状況調査に関すること		☆				☆						
8	公共交通機関に対する災害従事車両の派遣要請に関すること	☆								☆			
9	公共交通手段の確保に関すること		☆				☆						
10	復旧（復興）計画に関すること					☆							☆
11	要配慮者への避難情報伝達に関すること	☆						☆					
12	要配慮者の避難、安否情報の収集に関すること	☆						☆					

■優先度が高い通常業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	ホームページに関すること	☆							☆				
2	寄附採納に関すること				☆							☆	

3 健康ふくし課

■応急業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	所管施設の被害状況調査及び応急対策に関すること	☆								☆			
2	所管施設の予防措置に関すること（風水害のみ）	-	-	-	-	-		☆					
3	要配慮者の援護に関すること	☆						☆					
4	所管施設避難所の開設に関すること	☆					☆						
5	被災者に対する食料救援体制の確立に関すること	☆							☆				
6	民生委員及び児童委員への協力要請に関すること	☆					☆						
7	社会福祉協議会との連携及び協力要請に関すること	☆					☆						
8	ボランティアセンターとの連携に関すること	☆							☆				
9	死亡者の収容、処理等に関すること	☆							☆				
10	被災者に対する福祉相談に関すること			☆						☆			
11	各種申請統一窓口の設置に関すること				☆						☆		
12	災害弔慰金等の支給に関すること					☆							☆
13	災害援護資金等の貸付に関すること					☆							☆
14	被災者生活再建支援金に関すること					☆							☆
15	義援金の配分調整及び給付に関すること					☆							☆
16	各種手当・助成制度に係る所得制限の特例に関すること					☆							☆
17	災害障害見舞金の支給に関すること					☆							☆
18	給付事業等における自己負担額の支払猶予及び減免措置に関すること					☆							☆
19	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等の納付期限猶予及び減免措置に関すること					☆							☆
20	介護保険料の納付期限猶予及び減免措置に関すること					☆							☆
21	医療機関の被害調査に関すること	☆							☆				
22	県、医師会、医療機関との連携に関すること	☆							☆				
23	医療救護班の設置及び医療救護活動に関すること	☆							☆				
24	重軽傷者名簿の作成に関すること	☆							☆				
25	保健衛生用資機材及び防疫用薬剤の調達に関すること			☆							☆		
26	保健医療情報の収集に関すること			☆							☆		
27	保健衛生活動の実施に関すること			☆							☆		
28	被災者の入浴支援に関すること			☆							☆		
29	防疫の指導及び実施に関すること			☆							☆		
30	被災者に対する栄養指導に関すること			☆							☆		
31	被災者の精神保健指導に関すること			☆							☆		
32	被災者世帯訪問による被災状況の把握及び相談、支援に関すること			☆							☆		

■優先度が高い通常業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	地域包括支援センターに関する事			☆							☆		
2	地域密着型サービスに関する事			☆							☆		
3	母子保健に関する事			☆							☆		
4	成人保健に関する事			☆							☆		
5	予防接種に関する事			☆							☆		
6	精神保健に関する事			☆							☆		
7	難病患者の支援に関する事			☆							☆		
8	生活保護に関する事			☆							☆		
9	生活困窮者の自立支援に関する事			☆							☆		
10	虐待等に関する事			☆							☆		
11	高齢者在宅福祉サービス事業に関する事			☆							☆		
12	児童手当等に関する事			☆							☆		
13	乳幼児、児童及び生徒の医療費助成に関する事			☆							☆		
14	ひとり親の医療費助成に関する事			☆							☆		
15	母子及び父子福祉に関する事			☆							☆		
16	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳に関する事			☆							☆		
17	自立支援給付に関する事			☆							☆		
18	地域生活支援事業に関する事			☆							☆		
19	障がい児通所支援及び障がい児入所支援に関する事			☆							☆		
20	重度心身障がい者に関する事			☆							☆		
21	特別障害者手当、障害児福祉手当に関する事			☆							☆		

4 産業振興課・農業委員会事務局

■応急業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	農林業の被害状況調査及び応急対策の実施、被害状況の取りまとめに関する事			☆						☆			
2	所管施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事			☆					☆				
3	主要食糧の調達に関する事		☆						☆				
4	農林関係機関・団体との連絡調整に関する事			☆					☆				
5	農作物の病虫害防除に関する事			☆					☆				
6	家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達に関する事			☆					☆				
7	農林業資金支援制度等に関する事					☆						☆	
8	農地等の災害復旧に関する事	☆						☆					
9	農道、林道等の災害復旧に関する事	☆						☆					
10	被災農業者へ対する農業救済措置に関する事				☆						☆		
11	商工業の被害状況調査に関する事			☆					☆				
12	商工会との連携に関する事（応急対策のための食糧品、毛布、生活必需品の調達等）		☆						☆				
13	商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供に関する事	☆					☆						
14	中小企業支援制度等に関する事				☆						☆		

■優先度が高い通常業務

なし

5 建設水道課

■応急業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	所管施設の被害状況調査及び応急対策に関すること	☆							☆				
2	所管施設避難所の開設に関すること	☆					☆						
3	住宅被災者の公営住宅への特例入居に関すること					☆							☆
4	被災者用民間借上住宅に関すること					☆							☆
5	被災建築物の応急危険度判定に関すること	☆					-	-	-	-	-	-	-
6	被災宅地の危険度判定調査に関すること	☆							☆				
7	被災建築物の応急修理に関すること				☆						☆		
8	災害復興住宅融資の斡旋に関すること					☆							☆
9	道路・河川・土木施設等に係る被害状況の収集及び復旧に関すること	☆							☆				
10	水防活動及び応急活動に関すること	-	-	-	-	-		☆					
11	土砂災害危険箇所等の点検に関すること	☆							☆				
12	避難道路、緊急輸送路の確保に関すること	☆							☆				
13	建設業者との連携に関すること	☆								☆			
14	応急対策用資機材の調達に関すること	☆							☆				
15	応急仮設住宅の建設に関すること				☆							☆	
16	上下水道使用料の納付猶予及び減免措置に関すること				☆							☆	
17	負担金、分担金等の納付猶予及び減免措置に関すること				☆							☆	
18	飲料水の確保及び供給に関すること	☆								☆			
19	飲料水の水質検査に関すること	☆								☆			
20	給水設備業者との連携に関すること	☆								☆			
21	排水設備業者との連携に関すること	☆								☆			

■優先度が高い通常業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	道路、河川等の維持管理に関すること			☆								☆	
2	道路除雪に関すること	☆					-	-	-	-	-	-	-
3	防雪サブセンター及び除雪機械の管理に関すること	☆					-	-	-	-	-	-	-

6 町民税務課

■応急業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	災害応急対策に必要な物資、資機材の輸送に関する事		☆							☆			
2	被災者（要配慮者）の輸送に関する事		☆							☆			
3	家屋等の被害認定に関する事			☆						☆			
4	各種申請等統一窓口の設置に関する事				☆							☆	
5	申告、納付期限猶予及び減免措置に関する事				☆							☆	
6	行方不明者名簿の調整に関する事	☆							☆				
7	広域災害時における避難者情報の関係機関への提供に関する事				☆							☆	
8	廃棄物（ごみ、し尿）の処理に関する事		☆							☆			
9	仮設トイレの設置に関する事		☆							☆			
10	防疫活動に関する事			☆							☆		
11	動物（ペット）救護に関する事	☆							☆				
12	災害廃棄物処理に関する事			☆						☆			
13	災害に伴う環境汚染対策に関する事			☆						☆			
14	地域内のり災証明書等の発行に関する事				☆							☆	

■優先度が高い通常業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	戸籍に関する事			☆							☆		
2	住民基本台帳に関する事			☆							☆		
3	住民基本台帳ネットワークに関する事		☆						☆				
4	個人番号カード等に関する事			☆							☆		
5	公的個人認証サービスに関する事			☆							☆		
6	印鑑登録に関する事			☆							☆		
7	犯歴事務に関する事			☆							☆		
8	埋火葬許可事務に関する事	☆							☆				
9	身分事項に関する事			☆							☆		
10	諸証明に関する事			☆							☆		
11	在留事務に関する事			☆							☆		
12	廃棄物の処理及び清掃に関する事		☆							☆			
13	環境センターに関する事		☆							☆			
14	町民税の申告相談に関する事			☆							☆		
15	町民税に係る所得等の証明に関する事			☆							☆		
16	固定資産に関する証明及び閲覧に関する事			☆							☆		
17	他の係に属さない町税の諸証明に関する事			☆							☆		

7 教育文化課

■応急業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	園児の安全対策の実施に関する事	☆						☆					
2	被災した園児の保護、救護に関する事		☆						☆				
3	園児の被災状況調査に関する事		☆						☆				
4	所管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事	☆							☆				
5	保育実施の是非の決定に関する事		☆						☆				
6	保護者会への協力要請及び連絡調整に関する事		☆						☆				
7	被災者に対する保育料の猶予及び減免に関する事					☆							☆
8	児童・生徒の安全対策の実施に関する事	☆						☆					
9	被災した児童の保護、救護に関する事		☆						☆				
10	所管施設避難所の開設に関する事	☆						☆					
11	主要食料の炊き出しに関する事（学校給食センター）			☆						☆			
12	児童生徒のメンタルヘルスケアに関する事			☆						☆			
13	P T A 連合会への協力要請及び連絡調整に関する事		☆						☆				
14	応急教育の実施に関する事			☆						☆			
15	教科書及び学用品の供給、配食に関する事					☆							☆
16	文化財の被害状況調査及び応急対策に関する事			☆						☆			

■優先度が高い通常業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	職員の任免、賞罰、服務、給与その他人事に関する事			☆							☆		
2	子育て支援に関する事			☆						☆			
3	こども園に関する事			☆						☆			
4	保育料に関する事					☆							☆
5	小学校及び中学校に関する事			☆						☆			
6	通学（スクールバス目的外使用を含む）に関する事			☆						☆			

8 出納室

■応急業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	災害応急対策に必要な物資、資機材、事務用品及び備品の調達及び管理、払い出しに関すること	☆								☆			
2	支援物資の受入及び供給に関すること	☆							☆				

■優先度が高い通常業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	支出負担行為の確認及び収入命令に関すること		☆							☆			
2	指定金融機関等に関すること		☆							☆			
3	現金出納に関すること		☆							☆			
4	歳入歳出外現金に関すること		☆							☆			
5	有価証券の出納保管に関すること		☆							☆			

9 議会事務局

■応急業務

No.	業務名	地震災害					風水害						
		1日	3日	1週間	2週間	1カ月	警戒期	事前活動期	発生直後	3日	1週間	2週間	1カ月
1	町議会との連絡調整に関すること				☆							☆	

■優先度が高い通常業務

なし